

令和2年9月11日

令和2年第3回奥多摩町議会定例会会議録

令和2年9月8日 開会

令和2年9月18日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和2年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和2年9月11日午前9時30分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 徳王 真理君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総務課長	天野 成浩君
危機管理担当主幹	大串 清文君	住民課長	加藤 芳幸君
福祉保健課長	菊池 良君	観光産業課長	杉山 直也君
環境整備課長	坂村 孝成君	会計管理者	坂本 秀一君
教育課長	岡野 敏行君	病院事務長	須崎 洋司君

令和2年第3回奥多摩町議会定例会議事日程 [第3号]

令和2年9月11日(金)

午前9時30分 開議

会 期 令和2年9月8日～9月18日(11日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	議会運営委員会委員長報告	—
3	—	一般質問(11名) 1 澤本 幹男議員 2 石田 芳英議員 3 高橋 邦男議員 4 相田 恵美子議員 5 木村 圭議員 6 小山 辰美議員 7 小峰 陽一議員 8 伊藤 英人議員 9 宮野 亨議員 10 大澤由香里議員 11 森田 紀子議員	—
4	議員提出議案 第1号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	原案可決

(午後3時18分 散会)

午前9時30分開議

○議長（原島 幸次君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第2 議会運営委員会委員長報告を行います。

本件については、去る9月9日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の追加議案について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、高橋邦男議員よりご報告願います。高橋邦男議員。

〔議会運営委員長 高橋 邦男君 登壇〕

○議会運営委員長（高橋 邦男君） おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

令和2年第3回奥多摩町議会定例会の追加案件について、去る9月9日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

本日、追加議案として議員提出議案1件を上程することに決定しました。

議案の取り扱いについて申し上げます。配布してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

議員提出議案第1号につきましては、単独上程の上、即決と決定しております。

以上が議会運営委員会の協議結果であります。

本日の議会運営が効率的かつ円滑に進行できますよう、議員各位のご協力をお願いし、議会運営委員会の委員長報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。追加議案の取扱いについては、議会運営委員会委員長報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、追加議案の取り扱いについては、議会運営委員会委員長報告のとおりとすることに決定しました。

次に、日程第3 一般質問を行います。

通告のありました議員は11名であります。

これより通告順に行います。

はじめに、7番、澤本幹男議員。

〔7番 澤本 幹男君 登壇〕

○7番（澤本 幹男君） 7番、澤本です。

それでは、1点、奥多摩町のこれからの財政についてということでお伺いをさせていただきます。

令和2年度一般会計は67億9,000万円と大型の予算を組んでおり、これは昨年の台風19号によるワサビ田災害の復旧費を含めて過去最大の予算規模となっています。歳入の内、町税は6億9,000万円で、主要は都支出金の27億9,000万円と地方交付税の15億2,000万円で、合計43億1,000万円であり、当町の歳入の63%を占めております。

現在、国や都は、今回の新型コロナウイルスの対応で多額の対策費を支出し、これからも支出額が増えることだと思います。そうすると今後、都支出金や地方交付税の減額が予想されて、そうすると今まで行っていた住民へのサービスの低下や様々な計画が縮小や未実行となってしまいます。

先ほど議会運営委員長の話がありましたように、議員提出議案ということで、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書も提出されました。

そこで、これからの町の財政についてお伺いいたします。

1点目、来年度以降の予算をどのように考えているのか。

2点目、様々な基金を積み立てていますが、取り崩しは考えているのか。

3点目、市町村総合交付金をどのように考えているのか、お伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 7番、澤本幹男議員の一般質問にお答えいたします。

議員からは、奥多摩町のこれからの財政について3点の質問をいただきました。

最初に、来年度以降の予算をどのように考えているかについてですが、ご承知のとおり、町の財政は自前で調達できる財源が年々乏しくなる中、国や東京都等への財源を求める割合が年々高くなっております。一方で、予算規模は、各種施策を展開する中、現在も拡大を続けております。

ここ数年は建設事業債の発行こそしておりませんが、新規施設の建設工事等の投資的経費は高止まりの傾向が続いており、その結果、多くの施設の維持管理費、あるいは庁舎を含め、更新時期を迎えている様々な公共施設の改修費用や物件取得に伴う町有財産の増加

等により、後年度に発生する財政負担は増える傾向にあります。特に、昨年 10 月の台風第 19 号の災害復旧費及び新型コロナウイルス感染症対策事業費については、今年度多額の予算を計上しております。

なお、現状におきましては、国都からの交付金により、一般財源の支出はわずかとなっております。

しかし、町が財源の多くを依存する東京都につきましては、令和元年度末に 9,300 億円を超える現在高がありました財政調整基金を新型コロナウイルス感染症対策経費等に充てるため、これまでに 8,500 億円を超える多額の取り崩しを行いました。これは、令和元年度末現在高の 91.2%を取り崩したことになります。

国においては、1次及び2次補正予算を合わせて 57 兆 6,000 億円の予算編成を行いました。財源は全額国債の追加発行で賄っており、財政健全化も遠のき、経済活動が冷え込む中、来年度以降の各種の国都補助金及び地方交付税の予算規模について不安を抱く状況となっております。

町の税収につきましても固定資産税における土地評価額の下落、土砂災害特別警戒区域の指定に伴う土地評価額の減額、台風災害から新型コロナウイルスの感染拡大に至る長引く地域経済への影響等、マイナス面の材料が多くなっております。加えて奥多摩病院の受診者や入院患者の減少等、町関連施設への一般会計からの繰り出し等が増える状況も発生してくるものと想定されます。

現状におきましても、ただいま申し上げた懸念材料が列記されますので、10 月からスタートする来年度の予算編成作業では、真の意味で身の丈に合った財政運営の推進を図り、住民サービスの低下を招かないように予算編成に臨みますが、一定規模の歳出削減は避けられないことも念頭に置く必要があると考えます。

次に、様々な基金を積み立てていますが、取り崩しは考えているかについてですが、今後、財源確保の見通しが厳しくなる中、住民サービスの水準を維持し、安定的な財政運営を実現していくためには、基金の重要性は増すものと考えています。なかでも財政調整基金の主たる役割は、災害等に備えることなどであるとされており、町におきましても新型コロナウイルス感染症対策事業費は自然災害等に類する事態と捉え、災害復旧費予算として計上しております。

来年度以降、新型コロナウイルス感染症の状況が収束していくのか否かは現時点ではわかりませんが、国都財源が不十分で、真に広く住民のために必要な感染症対策経費が求められる場合には、総合的に判断を行い、当該基金の取り崩しも辞さない考えであります。

最後に、市町村総合交付金をどのように考えているかについてですが、内閣府が発表した令和2年4月から6月期の国内総生産（GDP）の速報値は、新型コロナウイルスの感染拡大で個人消費や輸出が大幅に落ち込み、実質で前期比7.8%減であり、この状態が1年続いた場合の年率換算は27.8%でありました。この値は、リーマンショック後の年率17.8%を超え、戦後最悪のマイナス成長となります。

また、実質GDPが直近のピークである令和元年7月から9月期の水準を回復するのは令和6年頃との見方が民間エコノミストの間では強いとの報道もされております。

こういった状況の中、東京都では例年より1か月以上遅れの8月28日付で令和3年度予算の見積りに関する依命通達が副知事より発出されました。

ここでは新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の景気動向は不透明な情勢であり、最大限の注視が必要であるとしております。

また、都の歳入の根幹をなす都税収入は、法人関係税収の占める割合が高く、景気動向に左右されやすい不安定な構造にあることや、地方法人課税における新たな偏在是正措置が講じられたことで、都財政への影響が拡大することが見込まれること等が示されております。

このような状況を受け、経費の見積りでは、管理事務費など経常的・定型的な経費についてはマイナス10%シーリング、政策的経費についてはスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、原則としてゼロシーリングとすることにしております。

来年度以降の総合交付金の予算規模等については、現段階では不明であります。町では、東京都から毎年度15億円から16億円に及ぶ多額の交付を受けております。このことにより財源補完がなされ、町の様々な事務事業の展開と安定的な行財政運営が継続できていると言っても過言ではないと考えます。

しかし、コロナ禍における今後の財政運営につきましては、厳しい状況になることも想定し、市町村総合交付金等については、予算割れを生じないよう固めの見積りを行うことと、各種経費については、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、東京都を含め、町を取り巻く財政環境に注視しつつ、住民生活への支障ができる限り生じないよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（原島 幸次君） 澤本幹男議員、再質問はありますか。どうぞ。

○7番（澤本 幹男君） ご答弁ありがとうございました。

2点ほどお伺いさせていただきます。

先ほど基金の中で、財政調整を優先すると、特定目的基金の取り崩しはないということ

でよろしいですか。

もう一点、市町村総合交付金は15億から16億いただいていますけど、固めの予算を組むということでございますが、町のことを考えれば、そのぐらいの今までと同様の金額をもっていくぐらいの熱意というか、それは必要だと思いますので、そのところちょっと考えをお聞きしたいと思います。

○議長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 7番、澤本議員さんからの再質問にご答弁申し上げます。

2点ほどございまして、1点目が基金の関係でございます。財政調整基金のほかに特定目的の基金があるということで、そちらのほうの取り崩しはというご質問でございます。特定目的基金ですと、公共施設整備であるとか、観光施設の関係、そういったものがございます。主にはいわゆる建設関係の基金であるとか、あとは教育、それから福祉関係など、また、現状では防災のための防災・減災基金、それから、森林の関係に新たにつくりました基金等がございます。

先ほど町長から答弁の中では、新型コロナウイルスの対策費ということでちょっと限定してお話をさせていただいたところですので、財政調整基金のお話をさせていただきました。特定目的基金につきましても施設の整備計画に基づいて、当然、必要な事業は執行していくという基本的な姿勢について変わりはありませんので、予算編成作業をしていく中で、当然、不足が生じればそういった特目の基金からも取り崩すということも必要に応じて進めてまいりたいと思います。

今年度の予算におきましても当初予算のほうでも6億円を超える基金を取り崩して予算を組んでいる状況でございますので、その辺はこの10月から始まります予算の編成作業で各課からの要求内容に基づいて精査して対応を図ってまいりたいと思っております。

2点目でございます。東京都市町村総合交付金の関係でございます。規模に応じてということで固めのお話をさせていただきました。今年度令和2年度の予算が非常に過去最大規模ということで、ただ、災害復旧費、それから新型コロナウイルスの関係の対策経費ということで、その部分でも大きくなっているという状況でございます。ご質問の中では、そういうときだからこそ今までと同じような規模の予算が組めないかというお話でございます。

町としましても、ご答弁の中でも申し上げましたように、住民生活、サービスが落ちないようにということを念頭に置いて予算編成作業は進めてまいりますけれども、ただ、先

ほどの予算編成、来年度以降の冒頭の質問ともオーバーラップするところがあるんですけども、余りその総合交付金を過大に見て、当初予算で組んだ場合に、いわゆる実際に東京都から交付される額が予算を下回る予算割れということがあるんですけど、これをした場合にだれが責任をとるのかという話もあります。

端的には、先ほど申し上げた積み立て基金を取り崩すということでその場はしのげますけれども、その影響が後年度どういう影響を与えてくるかという、そういった懸念もございますので、その辺につきましてこれは東京都とも年3回ほど総務局とヒアリングを重ねているんですが、例年東京都の指示からでも総合交付金は固めに見てくださいというお話をいただいています。これはもう十数年ずっとそういう形で言われているんですけども、その意味というのは、やはり歳出で東京都も今回経常経費等はマイナス10%のシーリングかけるということもありますけれども、町においてもそういうところで、なるべく歳出は抑制をしながら編成作業を進めたいと思うんですけども、そうは言っても、東京都の先ほど申し上げました財政調整基金の部分が非常に9割から取り崩してしまったということで、ここで前年度の決算が行われて、また702億円ほど積み立てをするというお話は報道でもなされているんですが、それにしても来年、オリンピック・パラリンピックのこともありますので、非常に先行きが不透明というのは、東京都自身も依命通達の中で申し上げているところでございますので、できる限りは今までの規模を何とか維持できるようには努めますけれども、ただ、先ほどもちょっと繰り返しになりますけれども、予算割れをしたとき、そのときの対応が1年や2年で回復するものならいいんですけども、それが長期的になった場合に非常に財政上の運営をしている立場からすると、逆にそのことが将来にわたって響いてしまうということのほうがちっと懸念がございます。その辺はバランスを見ながら進めさせていただきたいと思います。

東京都の予算も令和元年度総合交付金に関しましては560億ございました。令和2年度は、都税収入の伸びなどもあって580億円ということで、ここまで東京都全体の総合交付金の予算というのは非常に伸びているんですけども、来年度につきましてはどうかというのはいずれもちょっとわからないという状況です。東京都につきましては、10月下旬に各局の予算要求を締め切りまして、年明けの1月下旬に予算案の発表予定という段取りで伝えられているところでございます。この状況を見ながら進めさせていただきたいと思いますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（原島 幸次君） 澤本議員、よろしいですか。

○7番（澤本 幹男君） どうもありがとうございました。非常に総合交付金につきまし

ては、奥多摩町にとって本当に大事な交付金でございますので、ぜひ各課も含めて、先ほど固めの予算割りをすると、そして、身の丈に合った政策をするということでございます。奥多摩の住民にとりましてサービスの低下、また、いろんな諸計画が未実行や縮小のないように、ぜひともご努力をお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。以上で終わります。

○議長（原島 幸次君） 以上で、7番、澤本幹男夫議員の一般質問は終わりました。

次に、9番、石田芳英議員。

〔9番 石田 芳英君 登壇〕

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

私からは、スギ・ヒノキから広葉樹等への樹種転換の町独自制度の構築を質問させていただきます。

奥多摩町における森林管理は、東京都の森林再生事業や水の浸透を高める枝打ち事業など、あるいは町独自の日照対策伐採補助事業などがあり、景観改善なども含めて一定の効果을上げております。

しかし、上記は対象となる要件等も決められており、必ずしも住民皆さんからのニーズや要望にきめ細かく対応できていないケースもあります。例えば川沿いの景観改善の列状間伐や、日照改善、危険木のための小規模伐採、また、うっそうとしたスギ・ヒノキの針葉樹から四季折々変化する落葉広葉樹や花木等への樹種転換など、住民皆様からのニーズに合った施策が場所によっては必ずしも達成しているとは言い難い面があります。もっと使い勝手のいい町独自の仕組みを構築して実施できるようになれば、その時々々のニーズや要望に的確、有効に対応でき、観光立町に合った町づくりが実施できるのではないかと思います。

以上を踏まえて、以下お尋ねします。

1点目としまして、スギ・ヒノキから落葉広葉樹や花木等への樹種転換のニーズや必要性に対し、臨機応変に対応可能とする町独自の制度の構築が必要と思われませんが、お考えはいかがでしょうか。

2点目としまして、氷川愛宕山に関し、もっと東京都と協働してニーズに合った事業実施すべきと思われませんが、現在の体制や協議はいかがとなっておりますでしょうか。

以上2点についてお伺いしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（原島 幸次君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 9番、石田芳英議員の一般質問、スギ・ヒノキから広葉樹等への樹種転換の町独自制度の構築を についてお答え申し上げます。

はじめに、スギ・ヒノキから落葉広葉樹や花木等への樹種転換のニーズや必要性に対し、臨機応変に対応を可能とする町独自の制度の構築が必要と思われませんが についてですが、町は、行政面積の94%が森林であり、そのうち約50%がスギやヒノキ等の人工林であります。昭和30年代を通じて始まった木材の輸入自由化以降は、国産材の市場価格の低迷等により林業は衰退し、山林の多くは手入れがされず、荒廃した状況となっております。

その対策の一環として、町では平成14年度から東京都の委託を受け、環境対策として間伐を行う森林再生事業を実施してきました。更には、平成18年度からは花粉症発生源対策としての枝打ち事業を、平成28年度からは名称を水の浸透を高める枝打ち事業に改め、現在まで実施をしております。

町の独自事業としては、自治会からの申請により伐採されず、住宅への日照障害となっているスギ・ヒノキ等の支障木を伐採し、伐採後は花木の植栽育成を行う日照確保対策事業を平成12年度から実施し、これまで約1万8,000本のスギ・ヒノキを伐採し、日照確保を図るとともに、花木の植栽等を行っております。

また、景観伐採として、平成26年度から東京都の10分の10の補助事業であります森林資源を活用した魅力創出事業等を活用し、むかし道の小中沢地区や梅久保地区を中心として、これまでに約2ヘクタール、3,431本のスギ・ヒノキの伐採を実施し、観光対策として、伐採跡地には2,420本の花木の植栽等を行っております。

議員からは、スギ・ヒノキから落葉広葉樹や花木等への樹種転換のニーズや必要性に対し、臨機応変に対応を可能とする町独自の制度の構築が必要ではとのご提案をいただきました。

町の約2万1,000ヘクタールに及ぶ広大な森林面積の整備につきましては、全域が秩父多摩甲斐国立公園に含まれておりますので、まずは手入れ不足等により荒廃した森林のスギ・ヒノキの間伐や枝打ちを行うことで健全な森林を再生し、本来の姿である森林の公益的機能を回復させる取り組みを優先してまいりたいと考えております。

樹種転換への町独自の制度の構築につきましては、自治体単独では実現に至るまで財政的にも険しい道のりが想定される場所ですが、住民皆様のニーズや要望等に耳を傾け、長期的な視点で経済並びに環境の両面から今後研究してまいりたいと考えております。

次に、氷川愛宕山に関し、もっと東京都と協働してニーズに合った事業実施すべきと思われませんが、現在の体制や協議はいかがか についてですが、愛宕山一帯は東京都が所有

し、東京都環境局が管理する園地が整備され、園内には遊歩道、東屋、休憩用ベンチなどが配置され、JR奥多摩駅からも近く、気軽なハイキングコースとして人気のスポットとなっております。

施設の維持管理や整備についても、所有者であり管理者でもある東京都が行っており、町に対しては整備計画などの打合せを通じて情報共有が図られております。

ご質問の現在の体制や協議状況ですが、令和元年度までは、奥多摩ビジターセンター内にある東京都環境局管轄の奥多摩自然公園管理センターと愛宕山周辺の整備事業について協議を行ってまいりました。

しかし、令和2年度からは、奥多摩自然公園管理センターにおける職員の常駐がいなくなったことから、立川にある東京都多摩環境事務所の自然環境課自然公園担当と協議を進めていく体制となりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、東京都職員の感染防止対策として、テレワークなどの出勤抑制や対面での会議等の自粛通達が出されたことから、当初予定をしておりました体制での取り組みが進まず、現状は、メールや電話による対応となっております。

また、愛宕山周辺の現地調査や設計等につきましては、現下のコロナ禍では対応も難しく、今年度に整備を予定していた工事についても工期が不足するため、見送りになったとの連絡をいただいております。

東京都によりますと、今後の協議につきましては、新型コロナウイルス感染症の終息の目途が立たない状況の中ではありますが、園地内の巡回等を行っている都レンジャーや奥多摩ビジターセンターからの情報等を踏まえつつ、東京都と町との二者による協議を行っていく予定とのことであります。

町といたしましても、地域住民や町を訪れる多くの方々に、より親しまれるエリアになるよう都と連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 石田芳英議員、再質問はありますか。どうぞ。

○9番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございました。

特に再質問はございませんけれども、町長からのご答弁の中で、今まで大変ご尽力いただいて、いろいろな対応をしていただきましたが、今後も町民皆さんのニーズに対応して長期的な視点で検討されるということでぜひお願いしたいと思います。

また、愛宕山に関しましても、都と町と住民皆さんと協議しながらぜひ行っていただき

たいと思います。

森林に関しましては、町民皆様からいろいろとご意見をいただくんですけども、一番多いのは森林の有効活用を図れないかという点です。スキームを作って有効活用が図れば雇用の増大にもつながり、町に活気が出るというご意見が一番多いです。

また、観光面では散策路や人家近くの里山のスギ・ヒノキの伐採と落葉広葉樹や花木の植栽、樹種転換を図り、うっそうとした景観から新緑や紅葉が映える景観にして観光を図るべきだというようなご意見もございました。

環境面では、花粉症問題や日照問題、生物多様性の生態系保護の観点からもご意見を承っております。

このようなことは現在、財政状況が非常に厳しい状況で、コロナの問題もあって一朝一夕にできるものではないと思いますけども、ぜひ 50 年単位での長期的なスタンスでどうか町独自の制度を考えていただいて、いろいろな課題があると思いますけども、達成できる第一歩になるようお願い申し上げまして、私からの一般質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、9 番、石田芳英議員の一般質問は終わります。

次に、11 番、高橋邦男議員。

〔11 番 高橋 邦男君 登壇〕

○11 番（高橋 邦男君） 11 番、高橋です。

2 件質問させていただきます。

1 件目ですが、町の森林資源の活用について であります。

6 月定例議会における町長の所信表明の中で、森林資源の活用についてのお話があり、私もこの豊かな森林資源の活用が深まればと思っています。

町は、緑豊かな森林に恵まれ、町外の皆さんからも親しまれています。しかし、その一方で、林業の衰退による手入れがされない森林が増え、様々な弊害も生じており、町の大きな課題の 1 つと言えます。

そのため町は、森林保全を目的とした森林再生事業や水の浸透を高める枝打ち事業を長きにわたり実施し、また、間伐材を活用した木質バイオマスチップの製造、間伐材の購入事業などを実施しています。そして、昨年導入された森林環境譲与税をもとに、森林環境整備基金の積み立ても始めています。

今後、地球温暖化の緩和や水源かん養、土砂災害防止などのための森林保全とともに、森林資源の活用の幅を広げることが課題であります。材としての利用は難しいかもしれま

せんが、間伐材のさらなる利用拡大や観光面において山ふるや都民の森などの施設を利用し、森林を楽しめるメニューを用意するなどができないものでしょうか。

そこで、町長が考えている森林資源の活用ビジョンをお聞かせください。また、町が現在進めている森林保全と資源の活用の現状について教えてください。

2件目です。町の高齢者対策事業の現状と今後について。

現在、町の高齢化率は50%を超え、超高齢化時代を迎えている状況であり、今後も続くものと思われます。そのため町は以前から少子高齢化対策を最重要施策として位置づけ、少子化対策とともに、高齢者対策に対しても様々な施策を展開してきました。

令和2年度の一般会計予算では、高齢者対策事業費は約5億750万円で、少子化対策事業費約4億6,202万円に比べ4,548万円ほど上回っています。ただ、予算の多くは、国保、介護、後期高齢者医療の3保険医療事業費と老人福祉施設整備事業費で、全体の約84%であります。

また、在宅高齢者の福祉においても生活支援や見守りサービスをはじめ、介護、認知症予防、健康づくり、社会参加の機会の充実など、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう在宅高齢者福祉サービスに対し、総合的に支援する体制の強化も図っております。

このようなことから、確かに町の高齢者対策事業は手厚いという見方もできますと思いますが、一方で、商店の閉店に伴う買い物や外出の足の確保など、日常生活における不便さが増しているのも事実であります。私は、町の高齢者対策事業で身近な不便さへの対策は不十分であると思っています。例えば、足の確保でいえば、外出支援サービスの支援の拡大を、地域ささえあいボランティア事業の利用者負担の軽減を願っています。

なお、これらの事業には多額の予算は必要ないと思います。

そこで、町の高齢者対策事業の現状と今後の事業への取り組みについて町の見解をお聞かせください。

以上2件、お願いします。

○議長（原島 幸次君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 11番、高橋邦男議員の一般質問にお答え申し上げます。

はじめに、町の森林資源の活用についてですが、町の行政面積の94%を占める森林については、町の重要な資源であり、森林整備の活性化を図り、森林資源として活用することは地域産業の活性化を図ると同時に、森林の持つ土砂災害等を防止する国土保全機能、

水源かん養機能、そして、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止機能の向上という大きな役割も担っております。

しかし、国産材の需要は高まってきているものの、木材価格の低迷から林業は長期的な不況状況となり、私有林における自主管理は困難な状況であります。手入れ不足により荒廃した森林を健全な森林に再生し、森林の公益的機能を回復させるため、町では東京都の委託を受け、平成 14 年度から森林再生事業として間伐を、平成 18 年度から花粉症発生源対策事業として枝打ちを、平成 28 年度からは水の浸透を高める枝打ち事業として名称を改め実施しております。

また、この森林再生事業等により発生する間伐材は、森林所有者や搬出ボランティアなどにより搬出していただき、現金及び地域通貨により買い取った材をチップに加工し、木質バイオマスボイラーの燃料として「もえぎの湯」で活用することで、森林資源の循環と地域経済の活性化が図られるよう木質バイオマス推進事業を実施したところであります。

ご質問の森林保全と資源の活用の現状ですが、18 年目を迎えた森林再生事業は、昨年度 226 ヘクタールを実施し、平成 14 年度当初からの 1 回目間伐の実施合計面積は 3,566 ヘクタールとなりました。これはスギ・ヒノキの私有人工林の 47.1%を実施したことになり、平成 26 年度から開始した 2 回目間伐の実施合計面積である 1,151 ヘクタールと合わせ、総間伐実施面積は 4,717 ヘクタールとなりました。

なお、この森林再生事業により伐採した間伐材は、林内から流れ出さないように枝払いを行い、残った木の根元に横伏せする処理をしております。

木質バイオマス推進事業では、この横伏せされた間伐材の有効活用を図るため、「もえぎの湯」の木質バイオマスボイラーが 1 年間に消費する 641 立米の木材量を確保することを目標としておりますが、急峻な山が多く、間伐を行っても材の搬出が難しいという課題等もあり、制度開始以来、確保できる木材量は毎年 100 立米にも満たない状況であり、令和元年度についても 40 立米の木材量でありました。

不足する材につきましては、東京都農林水産振興財団が行う主伐事業等から搬出される材により、同財団が運営する木質チップ製造工場でチップ化したものを「もえぎの湯」の燃料として使用してきました。しかし、令和 2 年 3 月末をもって同財団のチップ製造業務が終了となり、事業からも撤退することとなりましたので、現在は間伐材の買い取りと地域通貨による運用のみを実施している状況であります。

このように、間伐や枝打ちを行うことで森林整備は進められているものの、その材の活用については思うように進んでいないのが現状であります。

今後の材の活用については、ご提案をいただいた山のふるさと村や都民の森などでの活用や昨年度から譲与が始まりました森林環境譲与税を活用した新たな事業など、様々な活用方法の検討も必要と考えておりますが、まずは課題である間伐材の搬出方法や「もえぎの湯」への木質チップの供給方法等について検討を進めてまいりたいと考えています。

森林資源の活用ビジョンとしては、私の基本的な考え方は、今ある財産、木材、人材、休眠施設の再発掘で自然豊かな町を見つめ直すことであり、町の面積の 94%を占める森林を活かさない手はないと考えており、森林資源の活用もその1つで、林道の整備や鳥獣対策などともリンクしながら関係者の皆さんの声をお聞きし、実現に向けて努力をしてまいりたいというふうと考えております。

次に、町の高齢者対策事業の現状と今後についてですが、議員からご質問のありました外出支援サービス及び地域ささえあいボランティア事業の現在の状況をご説明いたします。両事業は、町から社会福祉協議会に委託をし、実施しております。

はじめに、外出支援サービス事業につきましては、病院等まで無料で送迎するサービスを原則としておりますが、サービス利用中に買い物ができるように配慮しております。現状といたしましては、令和2年3月31日現在の利用者の登録者数は186人、前年が176人であり、本年4月の利用が165件、その前年が293件、本年7月の利用が130件、その前年が272件であり、利用者数はコロナ禍の影響により減少している傾向にあります。

なお、事業実施にあたっては、2名の60歳代の運転手により運行しております。

この事業の拡充につきましては、町内医療機関ごとの利用日を増やしていくことや送迎範囲を広げていくことが考えられますが、そのためには運転手の確保や車両台数を増やすなどの検討が必要となります。

次に、地域ささえあいボランティア事業の内容につきましては、買い物や金融機関、趣味、娯楽から冠婚葬祭など、高齢者皆様の移動ニーズに応えられるよう、ボランティアの方に高齢者の送迎を担っていただく事業となっており、具体的には、事業を利用する方、協力できる方を、それぞれ利用会員、協力会員として登録をしていただき、活動日、活動時間によって最低500円の料金を協力会員にお支払いいただく事業でございます。

利用者の会員登録状況は、令和2年7月31日現在168人で、前年から変わらず、ボランティアとしての協力会員は46人で、そのうち38人が車の運転でサービスを行う特別会員であり、こちらも前年と同じ会員数となっておりますが、この特別会員につきましては、ボランティアの維持のため、日頃から社会福祉協議会事務局職員が地域に出向き、お願いをしているのが現状でございます。

なお、利用料金の現状ですが、この6月分を集計したところ、利用回数は19回で、利用料金合計は3万8,750円、1回平均2,039円という結果になりました。

現在の料金設定が適切であるかは、更に分析をする必要がありますが、同時に、負担軽減についても利用者、協力会員の声を聞きながら検討して行かなければならないというふうに考えております。

なお、両事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を実施した上で事業を継続しておりますが、利用者側は事業利用を自粛している傾向が見られます。このような状況でございますが、今後も社会福祉協議会と連携し、課題であるボランティア等の人材の確保を行いながら事業を進めてまいります。

また、引き続きPRにも努め、利用者が満足して利用できるように常に改善を心掛け進めてまいりたいと考えております。

この他、高齢者の生活の不便さへの対策として、社会福祉協議会が独自で実施しております有償家事援助事業の周知も行い、買い物代行の支援を広げてまいりたいと考えております。

なお、買い物支援に関しましては、青梅市内の商業施設と無料送迎バスによる買い物ツアーの話を進めております。現在、感染症対策で中断しておりますが、今後、様子を見て協議を再開し、実施に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、一方で、行政などで買い物支援を積極的に行うことにより、実家に立ち寄る親族などが手を引いてしまうなど、家族の絆が薄れてしまうことが懸念される話も少なからずお聞きしておりますので、それぞれの状況を見極めながら対応を図ってまいりたいというふうに考えます。

町といたしましては、今後更に増加が見込まれる単身高齢者や高齢者のみの世帯が引き続き住みなれた地域で安心して暮らしていただけるよう、ご家族や関係機関等と連携を図りながら、より良い在宅高齢者への福祉サービスを行ってまいります。

○議長（原島 幸次君） 高橋邦男議員。再質問はありますか。どうぞ。

○11番（高橋 邦男君） お願いします。では、1件質問させていただきます。森林資源の活用のほうで質問させていただきます。

森林については保全と資源の活用というのがあると思うんですけど、特に資源の活用、この資源の活用のほうも2種類あるかなと自分は思っています。1つは、木材本体の活用。いろんなものを製造して品物にすると。それから、もう一つは健康づくりとか、癒しを求めるような森林そのものの活用というのもあると思うんですね。

幸い、奥多摩町には森林セラピー基地、これ都内で唯一認定されていると思うんですけど、森林セラピー事業が今、積極的に行われていると思うんです。ですから、これを使わない手はないなというふうに思っています。というのは、まだまだやっぱり課題が多いように思うんですね、森林セラピー事業について。

自分としては、1つはセラピーロード5本あるんですけども、そのうち何本かはいつも通行止めが、いこいの路、奥多摩湖の対岸の道です。これも今、通行止め中かどうかちょっとわかんないんですけど、結構クマが出たりということもあって通行止めが続いたと。

それから、もう一つ鳩ノ巣溪谷遊歩道、これも白丸ダムの対岸、これが今、多分通れないと思うんですね。しょっちゅう通行止めということで、この辺、町がどう考えているか。整備しろということではなくて、何かセラピーロードをほかの道も考えるという手もあるのかなというふうに思っています。

ただ、むかし道については、一昨日ですか、BS「旅ラン」で出ていました。今後も多くの観光客の人が来るんじゃないかなと思います。

ということで、1つはセラピーロードについて整備、それから、ほかの道を考えるのかどうか。

それから、もう一つは、事務所が役場の地下2階というのが、以前も議会で質問させてもらったんですけど、目立たないですよ、町外から来た方にとって。一応役場の庁舎のところに、看板が壁に張ってあるんですけど、あの程度ではアピールにならないし、町外から来た人が見落とすことも結構あると思います。

ということで、まだまだ課題が結構あると思うんで、最終的には自分も昨日ちょっとネットで調べたんですけど、森林セラピー基地「二つ星」というところがあるんだそうです。全国に1つだけ。長野県の信濃町。充実したセラピープログラムを持っていて一定の成果を上げている。特にお勧めの基地だそうです。ですから、このぐらいを目指すぐらい今、おくたま地域振興財団のほうにお任せみたいな感じじゃないかなと自分は思っているんですよ。ですから、町のほうはもっと力を入れて、ぜひ森林セラピー事業の充実を図っていただきたいと思うんですけど、その辺のお考えもちょっと何かあればお願いしたいと思います。

○議長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 11番、高橋邦男議員からの再質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、森林セラピーロード5本あるということで、そのうちの特

にいこいの路、あとは白丸湖畔遊歩道ですか、国道対岸の遊歩道、こちらが通行止めになることが多いということで整備状況等という問題、あとは、ほかの道を考えたかどうかというようなお話があります。

いこいの路につきましては、水道局さんの管理している部分がございます。通行止めの理由といたしまして、やはりクマが昨年かなり出没したというようなところから、通行者の安全を確保するため、また、途中の斜面が崩れたりだとか、そういう問題でどうしても通行する観光客の方の安全を考慮するという点で通行止めになることが多いというのは事実でございます。

また、白丸湖畔遊歩道につきましても、昨年の台風で大きな被害を受けてしまったということで、現在、東京都交通局のほうであちらは管理しておるんですけども、災害復旧の設計のほうは現在終わって、今年度中に何とか復旧工事を完了させたいというようなお話もいただいております。

両ロードにつきましては、共に東京都の管理というところもありまして、通行止め等になったときには町のほうにも必ず連絡がございます。そして、災害等の問題で長期の通行止めになる場合につきましては、町から東京都に対して早期の復旧を依頼ということでさせていただいているところでございます。

そんなところもありまして、ちょっと通行止めでご迷惑をおかけしているところは現実問題あるところでございます。

5本以外のほかの道というようなお話もございまして、このロードの認定には様々な手続がございまして、すぐにできるような問題ではないというところでもありますので、まずはこの5本のロードを中心に観光振興を図っていきたいと考えておりますので、今後、ほかのロードの考えているところも視野に入れながら、町全体が森林セラピー基地という認定を受けておりますので、検討のほうは考えていきたいと考えております。

次に、事務所の問題でございます。現在、地下2階に事務所のほうを設置しております。こちらにつきましては、以前は南氷川の旧りそな銀行跡地、あそこのほうに設置しておったんですけども、ちょっと耐震の問題であの建物が使えないということで、役場の地下2階、ちょうど水道課のほうがあったところが空いていたということで、そちらのほうを事務所にしたところでございます。その中でもどこに据えようかという検討も当然ありましたけれども、スペース的な問題だとかを含めて役場の地下2階に設置をさせていただいたという状況でございます。

確かに目立たないというご指摘があるのは承知をしております。しかしながら、森林セ

ラピー事業につきましては、おくたま地域振興財団のほうでネットだとか、ホームページ、あとは参加者の皆さんにメールマガジンを配信したりとか、今、積極的にネット配信等で事業の内容や参加者を呼びかけているというような状況でございますので、確かに地下2階で目立たないところでございますけれども、今こういったSNSが発達している時代でございますので、決してすべてマイナスの部分ではないと考えております。

また、庁舎の建て替えの問題も今後出てきますので、そんなところも含めて、今後おくたま地域振興財団、こちらのほうの事務所の検討もあわせて進めていければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、町のほうでも森林セラピー事業の充実について力を入れるようにというようご指摘もございました。こちらにつきましてもおくたま地域振興財団に任せきりではなくて、町といたしましても福祉保健課とタイアップをしたり、いろいろな事業で山のふるさと村の活用をしたり、そんなところで今タイアップをしているところでございますけれども、町といたしましても森林セラピー事業につきましては、今後、おくたま地域振興財団と共に振興していきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 高橋議員、よろしいですか。

○11番（高橋 邦男君） ありがとうございます。

○議長（原島 幸次君） お諮りします。会議の途中であります、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、午前10時45分から再開いたします。

午前10時28分休憩

午前10時45分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、相田恵美子議員。

〔3番 相田恵美子君 登壇〕

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。よろしくお願いいたします。

私は、障害者差別解消法に基づく町の取り組みの状況についてご質問させていただきます。

国連は2006年、障害者の権利に関する条約、障害者権利条約を採択いたしました。日

本においては国内法を整備し、2014年1月に批准、世界で140番目の締結国となりました。

この条約は、障がいのある人の生きづらさの理由が機能障害そのものではなく、社会のあり方に原因があるという、これまでの医学モデルから社会モデルへのとらえ方の転換、そして、当事者の「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という言葉が示すごとく、意思と人権の尊重と社会の一員として尊厳を持って生活すること等を目的としています。

国内法としては、障害者基本法の改正、虐待防止法の施行、障害者差別解消法。そして、障害者総合支援法の整備がなされましたが、その中でもあらゆる場面での合理的配慮の提供が求められる障害者差別解消法は2016年に施行されました。

国や地方公共団体には、合理的配慮の提供義務が課せられています。障がいのある方が地域の中で安心して暮らしていくために合理的配慮の提供は不可欠です。

そこで、奥多摩町の現状について2点ご質問させていただきます。

1、障害者差別解消法施行後、町の公共施設における合理的配慮の現状を教えてください。

2、障がいのある方への災害時、緊急事態発生時の合理的配慮についてのお取り組みをお聞かせください。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3番、相田恵美子議員の 障害者差別解消法に基づく町の取り組みの状況について の一般質問にお答えいたします。

1点目の障害者差別解消法施行の後、町の公共施設における合理的配慮の現状ですが、奥多摩町の障害福祉施策は、第5期奥多摩町長期総合計画の基本方針「みんなで支えるホットなまちづくり」、町地域保健福祉計画の基本理念「一人ひとりがささえあい みんなでつくるまち奥多摩」の実現を目指し、事業に取り組んでおります。

そのような中、2016年、平成28年4月以後の公共施設の合理的配慮では、東京都の補助事業を活用した「人にやさしい道づくり」として、高齢者や障がい者等が日常生活を営む上で、その通行が困難な道路を自治会から申請していただき、手すり、スロープ、転落防止柵及び砂利道等の舗装、階段の段差解消などを行い、社会参加の促進と快適な生活環境の整備を図っております。

対象範囲には、公道のほか、私道も含んでおり、その整備状況は、平成28年度8件、

平成 29 年度 6 件、平成 30 年度 5 件、令和元年度には 5 件の「人にやさしい道づくり」を実施いたしました。

そのほか東京都の福祉のまちづくり事業を活用した ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業 では洋式トイレへの改修を行っております。この事業は、東京都が障がい者等を含む住民参加による建築物や公園等の点検を行い、その意見を踏まえた改修を行う区市町村を支援するもので、公共施設のトイレの洋式化の取り組みも含まれ、町では、平成 29 年度に役場本庁舎及び文化会館内のトイレについて、既存の和式便器を洋式便器に入れ替え、平成 30 年度には保健福祉センターのトイレ洋式便器改修工事を行っております。

ここまで公共施設に係る事項を申し上げてきましたが、合理的配慮は、それを必要とする本人からの申し出、意思表示に基づいて検討し、実施されることが基本になると言われております。障がいの中には一見ただけでは分かりにくい障がいもあり、本人のプライバシー保護の観点からも、町側から障がい者本人に対して積極的に障がいの有無を尋ねることなどに対しては慎重になるべきであると考えますので、法の趣旨に則り対応に努めてまいります。

また、町の公共施設が身体の不自由な方や高齢者等にとって必ずしも利用しやすいとは言い難い部分もあるものと認識しておりますので、関係者皆様の声にも耳を傾けながら、今後も公共施設における合理的配慮に取り組んでまいります。

2 点目の 障がいがある方への災害時、緊急事態発生時の合理的配慮の取り組みについて ですが、災害時の避難に当たっては、一般の避難所と福祉避難所がありますが、町では合理的配慮に資するものとして福祉避難所の整備を進めております。

福祉避難所とは、災害が発生した際、生活館や学校などの一般の避難所では避難生活が難しい要介護高齢者などの方々を受け入れるため、一般の避難所とは別に設ける二次的な避難所で、町が地域防災計画の中で指定するものです。

町では、平成 27 年 1 月に町内の特別養護老人ホーム運営法人と「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」を締結したところでありますが、これにより、町でも専門的人材や設備、介護用品などを保有する町内 4 カ所の特別養護老人ホームを福祉避難所として指定し、昨年の台風 19 号災害時においては、一時的にはありますが、福祉避難所に避難された方がおりました。

一方、町では現在、来年度末までを目途に「地域防災計画」の見直しを予定しており、今回、感染症対策も含め、避難所運営マニュアルの見直しを予定していることから、あわ

せて合理的配慮として、一般の避難所において障がいの有無によって機会の平等が左右されないよう、配慮スペースの設置や要支援者への対応職員の配置も避難所運営マニュアルに盛り込み、要支援者の状況や希望に応じて一般の避難所から福祉避難所への移動もスムーズに行えるよう見直しを図ってまいります。

また、災害時に慌てることなく要支援者の避難誘導ができるよう、平時から災害時にどのような配慮が必要か事前に把握し、居住状況、地域支援者、情報の伝達方法、避難時の合理的な配慮を提供する際の留意点なども情報収集し、災害時に要支援者へ適切な支援が行えるように計画をするなど、町として関係機関と連携し、整備を推進してまいりたいと考えております。

○議長（原島 幸次君） 相田恵美子議員、再質問はありますか。どうぞ。

○3番（相田恵美子君） 町でもこれまで様々な環境整備を整えて進めていただいているということで、わかりました。

障害差別解消法の法律は、施行されてまだ浅いので、なかなか公共施設への認識や取り組みは難しい面も多々あるかと思います。私は、6月の議会のコロナ一問一答のときに、町の広報は、町民全体に確実に周知していただくことは、その大切な部分は文字を大きくしたり、ルビなどをふる等の工夫をしていただきたいというお願いをしました。すぐに取り組んでいただきまして、ありがとうございました。これも合理的配慮の1つかと思います。

先ほど町長のご答弁にありました当事者の方の意思表示を受けて合理的配慮がなされるということですが、確かにそうです。ただ、ご本人による意思表示が困難の場合とか、それには、ご家族や介助者が本人を補佐し、代弁することもできます。障がい当事者の意見を吸い上げる町でのシステムが必須かと思います。合理的配慮を促していくためには、そういうシステムが必要かと思います。そのためには、行政と当事者住民とともに学び合いながら考えていく。そのための協議体が必要かと思いますが、そのことについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 3番、相田恵美子議員の再質問にお答えいたします。

協議体の必要ということでご質問ですが、今年度令和2年度末に町の障害者計画が終了することから、今年度、障害者の計画の策定委員会を立ち上げまして、今後、策定改定作業に取りかかる予定でおります。また、障害者自立支援協議会もございまして、そういった会合の中でもこういった問題を取り上げていきたいという考えでおります。

ただ、そういったメンバーの中には障がい者のご家族の方、障がい者の紹介関係の方々が含まれているんですが、障がい者当人という方が少ないものですから、今後、関係機関と調整をしながら、この部分につきましては取り上げたり、町のほうの計画の中に入れられることがあれば、その辺を検討していきたいと思っております。

協議体もそうなんですが、共同体等も民間活力をしなければならないという部分もありますので、今後奥多摩町に合った形で進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 相田議員、よろしいですか。どうぞ。

○3番（相田恵美子君） これまで日本では差別を定義するという、また、差別を禁止するという法律はありませんでした。この障害者差別解消法は、どういうことが差別に当たるのか、その差別をなくしていくためにはどのような仕組みが必要であるか、地域社会全体が共通の認識に立って行動することを求めています。課長がおっしゃったように、障害福祉計画の中に盛り込んでいただけたら本当に幸いに思います。

現在、奥多摩町には障害者手帳を保持されている方が、老人ホームに入所されている方を除いて約330名ほどいらっしゃいます。身障協会やなごみの会、たんぽぽの会など当事者団体もあって活動されておりますが、そのような社会的なツールに繋がらない方も多々おります。

行政と当事者を主体とした共同体は必須だと思っております。災害や未曾有のこの新型コロナウイルスの影響を受ける今だからこそ、当事者の声を吸い上げる取り組みを緊急にさせていただきたいと思っております。

これをお願いしまして、私の一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 相田議員が一般通告の最初に140番目の締結国となったと。それから、人が障がいじゃなくて、やはり社会の構造自体が障がいではないかという、そういうことを叫ばれている方も現実にはいらっしゃいますし、そういう我が国の置かれている状況下の中で、やっぱり地域の中で一つ一つ救って行って、本当に精神的にも、物理的にもノーマライゼーションの推進をしてかなくちゃいけないというふうなことを我々もこれから心していかなきゃいけないというふうに思います。

細かな協議体の件については今、課長から申し上げたとおりでございますので、また、これからもいろんなご提言をいただければ、しっかりと考えてまいりますので、よろしく

お願いします。

○3番（相田恵美子君） どうもありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、3番、相田恵美子議員の一般質問は終わります。

次に、5番、木村圭議員。

〔5番 木村 圭君 登壇〕

○5番（木村 圭君） 町が貸している住宅について質問させていただきます。

町営住宅といっても幾つかの形態があり、それぞれ特徴を持っていると思われま。町が貸している住宅をそれぞれ目的別に分類したとき、その特徴、計画戸数、整備済み戸数、設置費用等、住宅使用料について伺います。

戸建て住宅、集合住宅には公営住宅など法律に基づき、入居者に条件がつく住宅があるが、法律に基づき、あるいは法律に準じて収入、所得制限など制限が付く住宅、町の条例で制限がつく住宅、条例に定めない内部の規則などで議会に諮られないで決定されている住宅があるようですが、それぞれの場合に貸付け条件はどのような根拠に基づき、どのような内部の手続きを経て決定されるのか、お伺いしたいと思います。

また、入居者との間のトラブル、例えば家賃の滞納や不払い、建物や設備の一部を補修、退出時のごみの処理、ルームクリーニングなど必要が生じた時にどのような法的根拠で対応できるのかも伺います。

次に、新型コロナウイルス感染拡大防止の中で、企業によってはリモートオフィスという、いわゆるインターネットを利用した仕事の仕方に移行する、あるいは一時的に出勤を抑制するために自宅と会社を通信回線で結ぶといった働き方を試行する会社や組織があります。他県に住宅やオフィスを求めたり、都内奥多摩に住居オフィスを求め、必要な時に都心のオフィスに通う、あるいは他県の取引先に出向くということが可能な会社が現れてきました。

最近の例では、身の回りの品とパソコンをザックに入れ、それだけであれば海外の社員が奥多摩で仕事ができるので、町内にオフィスを探しているアメリカ人実業家もいます。

先日、都の設置したサテライトオフィスを小池都知事が視察し、視察の後、知事は記者団に対し、「今、感染症の拡大でテレワークが一気に進んでいるが、当たり前の姿になるよう後押しをしたい。感染症対策や働き方改革が更に一步進む現場になればと考えている」と述べ、施設の整備を進めるなどしてテレワークの定着に一層力を入れていく考えを示したとの報道が伝えられました。

こういった機会に、新たな住民の獲得に生かせないか。それこそスピードが勝負という

印象も受けますが、町の対応はどの程度進んでいるのか、お伺いします。

最後に、職員の入居する住宅について、建設計画、運用の考え方、職員が支払う住宅使用料と住民向け住宅と使用料の違いやそれぞれの決め方についてお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 5番、木村圭議員の 町が貸している住宅 についての一般質問にお答え申し上げます。

はじめに、町が賃貸している住宅の目的別の分類についてでございますが、町が賃貸している住宅を目的別に分類いたしますと、6種類に分類されます。

1点目は、住環境に困窮されている方への賃貸を目的とした町営住宅 であり、奥多摩町営住宅使用条例、これは昭和56年条例第21号に基づき管理運営されている住宅で、町営栃久保第1住宅、町営栃久保第2住宅及び町営小河内住宅の3件が該当いたします。これら3件の町営住宅は、住宅を必要とする方に対して低額の使用料で使用していただくことにより、住民福祉の増進を図ることを目的に設置されたものです。

1件目の町営栃久保第1住宅は、氷川1,869番地に設置されている住宅で、この住宅の特徴といたしましては、高齢者、または母子世帯に使用していただくことを目的とした住宅のため、单身の方を含む年齢60歳以上の方と母子世帯の方が申し込み資格を有する規定となっていることが特徴であります。この町営栃久保第1住宅は、平成5年度に木造平屋による戸建て住宅7棟を約8,863万円の建設費用により整備を行った住宅で、入居者には条例で規定された月額2万4,000円の使用料でご使用いただいている住宅です。

次に、2件目の町営栃久保第2住宅は、氷川1,868番地に設置されている住宅で、この住宅の特徴は、若者等の定住化を促進することを目的としたファミリー向けの住宅のため、住宅使用料から子ども1人につき7,000円が減額される規定になっているのが特徴であります。これは中学生以下で上限が3人というふうになっております。この町営栃久保第2住宅は、平成6年度に木造平屋による戸建て住宅5棟を整備し、翌年の平成7年度には4棟を整備し、2か年で9棟の住宅を約1億5,042万円の建設費用により整備を行った住宅で、入居者には条例で規定された月額4万8,000円の使用料を基本とし、各家庭における子どもの人数により減額された使用料でご使用いただいている住宅であります。

次に、3件目の町営小河内住宅は、留浦1,273番地に設置されている住宅で、この住宅の特徴は、小河内地区の活性化及び定住化の推進を目的とした住宅のため、单身の方でも

申し込み資格を有する規定となっていることが特徴であります。この町営小河内住宅は、昭和 42 年に東京都が教職員住宅として耐火構造による 2 階建集合住宅 1 棟 6 戸を約 1,355 万円の建設費用により整備した住宅で、平成 3 年 5 月 31 日以降は教職員の入居がないため、町からの無償譲渡希望により、平成 6 年 3 月 15 日に東京都から町に移管され、町が平成 6 年度及び平成 7 年度の 2 か年で約 3,905 万円の費用により内外装の改修工事を行い、小河内地区の町営住宅として活用している住宅で、入居者には条例で規定された月額 2 万円の使用料でご使用いただいている住宅であります。

これら各住宅の新たな入居者を募集する際には、奥多摩町営住宅使用条例施行規則の規定に基づき、防災行政無線による放送や広報おくたま及び町ホームページに申し込み資格や申し込み期間等の情報を掲載し、募集を行っております。

次に、2 点目に分類される住宅は、低所得者に対して低廉な家賃での賃貸を目的とする住宅で、公営住宅法及び奥多摩町公営住宅使用条例に基づき管理運営される住宅で、公営栃久保住宅及び公営日向住宅の 2 件が該当します。1 件目の公営栃久保住宅は、氷川 1,806 番地 1 に設置された住宅で、2 件目の公営日向住宅は、氷川 84 番地 2 に設置されており、これら 2 件の公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の方に低廉な使用料で使用していただくことにより、福祉の増進を図ることを目的に設置された住宅であります。

公営住宅の特徴は、公営住宅法及び公営住宅使用条例の規定により、他の町営住宅と比較し、低廉な使用料で使用いただけることが特徴であります。

公営栃久保住宅につきましては、町が昭和 55 年に簡易耐火構造による 2 階建て集合住宅 4 棟 20 戸を約 3 億 7,686 万円の建設費用により整備した公営住宅であります。また、公営日向住宅につきましては、東京都において昭和 58 年に 2 棟 10 戸、昭和 59 年に 5 棟 14 戸の計 7 棟 24 戸の集合住宅を合計 2 億 5 万 3,000 円の建設費用により都営住宅として整備したもので、都営日向アパートの名称で管理運営されておりましたが、東京都からの移管協議により、平成 15 年 10 月 1 日付で東京都から町が移管を受け、名称を日向住宅に変更し、公営住宅法及び奥多摩町公営住宅使用条例に基づく公営住宅として活用している住宅で、町が移管を受ける際には東京都により約 8,266 万円の改修費用で住宅の内部及び外部の改修工事が実施されております。

公営住宅の入居者には、毎年、収入の状況を報告いただき、公営住宅法施行令で定める家賃の算定方法により算定された月額使用料でご使用いただいている住宅で、新たな入居者を募集する際には、奥多摩町公営住宅使用条例施行規則の規定に基づき、防災行政無線による放送や、広報おくたま及び町ホームページに申し込み資格や申し込み期間等の情報

を掲載し、募集を行っております。

また、町営住宅及び公営住宅をご使用いただく上で、使用期間中に2か月分の住宅使用料の滞納が発生した場合には、督促状の通知を行うと共に個別訪問を行い、使用料の納付について指導を行っておりますが、疾病や離職等に伴い、経済的に著しく困窮されている方に対しましては、状況確認の上、6か月の徴収猶予の対応を行うと共に、納付可能な金額による分割納付についても併せて指導を行っております。

また、使用いただいている住宅で発生する設備機器等を含めた各種修繕の対応や、住宅を退去される際の現状回復に要する費用負担につきましては、都営住宅の運営監理を委託されている東京都住宅供給公社が監修する修繕費等の費用負担区分一覧表、現状回復に係る費用負担基準に基づき対応を行っており、入居者が退去する際には、入居者と町担当で立ち会いを行い、住宅の状況について確認を行い、退去後にはクリーニングを含む空家修繕を実施し、新たな入居者の募集を行っております。

次に、3点目に分類される住宅は、町営若者住宅及び町営子育て応援住宅で、町営若者住宅におきましては、若者等の定住促進を目的として賃貸する住宅として、奥多摩町営住宅使用条例に基づき管理運営を行っております。

特徴は、安価な家賃を設定する代わりに、入居者を若者や子育て家庭に限定し、入居年数を制限するもので、世帯主の年齢により7年から12年の入居期間とし、公募して入居者を決定するものですが、定員を超えた場合には、奥多摩町の選考基準により選考を行うものです。

なお、使用料につきましては、1戸当たり月額2万円から5万3,000円となります。

また、現在までの町若者住宅の整備戸数は、11か所に37棟58戸を整備しており、内訳として、新築で建設したものは25棟46戸、空き家をリフォームしたものは2棟2戸、用途変更して町営若者住宅にしたものは10棟10戸となります。

なお、58戸の整備費用は、寄附された用地もありますが、用地取得費、造成費、建築費、附帯工事費等を含めて合計で約15億5,620万円となり、1棟当たりに換算すると約2,683万円となります。

今年度については、新たに若者住宅（南氷川第2）として氷川1,492番地1に1棟2戸を建設しております。今後の整備目標戸数は、令和3年度から令和6年度までの長期総合計画後期期間に11戸程度を予定しております。

次に、町営子育て応援住宅は、子育て家庭の定住化を促進するための住宅として、奥多摩町営住宅使用条例に基づき管理運営を行っております。特徴は、入居者は子育て家庭と

限定し、その子育て家庭が 22 年間以上定住した場合に譲与する住宅で、公募して入居者を決定するものですが、定員を超えた場合は、奥多摩町の選考基準により選考を行うものです。

なお、使用料は条例で規定されており、月額 5 万円となりますが、子ども、中学生以下 1 人につき、月額 5,000 円を減額しております。

現在、子育て応援住宅につきましては、川井 710 番地 1 及び小丹波 861 番地 1 に 2 棟 2 戸設置しており、2 棟の整備費用は、用地取得費、造成費、建築費、付帯工事費と合計で 4,980 万円になり、1 棟当たり換算しますと 2,490 万円となります。

今年度は、海沢 1,019 番 3 及び海沢 1,021 番 1 に 2 棟 2 戸を建設しております。今後の目標戸数は、令和 3 年度から令和 6 年度までに毎年 2 戸を整備する予定であります。その他一般的な規定については町営住宅等の規定と同様となります。

次に、4 点目に分類される住宅は、災害発生時に迅速な対応を図ることを目的として町職員等に賃貸する住宅で、位置、戸数及び月額使用についてですが、川井住宅は、川井 710 番地 1 に位置し、1 棟 1 戸 3 万円、棚沢住宅は、棚沢 337 番地 1 に 1 棟 1 戸 3 万円、大氷川第 1 住宅は、氷川 301 番地 2 に位置し、1 棟 6 戸各 3 万円、大氷川第 2 住宅は、氷川 197 番地 4 に位置し、1 棟 1 戸 3 万円、大氷川第 3 住宅は、氷川 336 番地 1 に位置し、1 棟 1 戸 3 万円、常磐住宅、単身用であります。これは氷川 954 番地 8 に位置し、1 棟 4 戸各 2 万円、長畑第 1 住宅は、氷川 770 番地 1 に位置し、1 棟で単身用 1 戸 1 万円、世帯用 4 戸各 2 万円、長畑第 2 住宅は、氷川 718 番地 5、氷川 718 番地 7 及び氷川 718 番 9 に位置し、3 棟 5 戸各 3 万円、小丹波住宅は、小丹波 388 番地に位置し、1 棟 1 戸 3 万円の使用料で、奥多摩町災害対策用職員住宅の管理等に関する規則で規定しております。また、町で整備した災害対策用職員住宅の整備費用等についてですが、大氷川第 1 住宅は鉄骨造 3 階建て、1 棟 6 戸、延床面積は 320.92 平方メートルで、平成 8 年度に整備し、整備費用等、これには実施設計、敷地調査、建設工事及び監理委託等がございますが、約 8,615 万円でございます。

次に、長畑第 2 住宅は、木造で 3 棟 5 戸、延床面積は 1 棟 59.29 平方メートルから 109.08 平方メートルで、平成 27 年度、28 年度の 2 か年で整備し、整備費用等約 7,940 万円でございます。

次に、最近では、常磐の単身用住宅ですが、木造 2 階建て 1 棟 4 戸、延床面積は 96.36 平方メートルで、整備費用約 3,790 万円でございます。

次に、長畑第 1 住宅 1 棟 5 戸は、平成 24 年度に東京都の教職員住宅を約 360 万円で譲

渡していただいたものでございます。

その他、川井住宅、棚沢住宅、小丹波住宅、大氷川第2住宅及び大氷川第3住宅は、譲渡及び寄附をしていただいたものでございます。

次に、5点目に分類される住宅は、災害発生時の危機管理を目的として危機管理対策職員に対する住宅で、危機管理対策用職員住宅は、災害発生時等において町民の生命、または財産を保護するために、あらかじめ指定された場所に参集できるように、奥多摩町危機管理対策用職員住宅の管理等に関する規則で規定をしております。また、位置、戸数及び使用料についてですが、川野66番地3に1棟1戸、延床面積82.64平方メートル、使用料は無料として設置しております。

次に、6点目に分類される住宅は、普通財産として町が所有する住宅です。この住宅は、棚沢357番地の木造2階建て及び原271番地2の木造平屋建ての計2棟であり、棚沢住宅は月額1万877円、原住宅は月額8,500円の賃料で、毎年度、契約等の更新を行うこととし、公用、公共等に供する必要があるときは契約解除ができること等を含め、条件に付し、貸し出しております。

なお、賃料につきましては、行政財産使用料条例に定める算式に準じて算出し、町財産価格審議会での審議等を経て決定されることとなっております。

次に、リモートオフィス等についての町の対応はどの程度進んでいるのかについてですが、現在も引き続きコロナ禍の中、日本中で急速にテレワークが推進され始めています。このような中、テレワークで仕事ができる、つまり、出勤しなくても職務が遂行できる職についている方々にとっては、職場と住まいが必ずしも通勤圏内でなくても構わないこともあり、奥多摩町のような都心から離れた場所でもインターネット等の通信環境が整っていれば、住居、あるいはサテライトオフィスとなる場所を確保することで理論的にはテレワークが現実化することとなります。実際にはそれ以外に周辺環境等を含め、様々な条件が加味されることが想定されますが、地方における活性化を図るための1つの手段にはなるかと思えます。

町におきましては、町が実施主体となり、テレワークを主眼とした新たな住民の獲得に資する具体的な対応策については、現在のところは進んでいない状況にあります。しかしながら、民間事業者においては、その専門性を活かし、町内でワーケーションプログラムの開発を行おうとする動きが出始めております。

一例としましては、日本語学校の宿泊スペースや空き教室を利用したOKUTAMA+（おくたまプラス）との連携により、都内企業のオフィス分散モデルの構築を図り、その

後、民家利用のサービスをメニュー化していきたいという内容であり、これにより関係人口の増加を目指していくというものであります。

町といたしましても、各方面にアンテナを張りつつ、公益に資する部分につきましては協力してまいりたいと考えています。

最後に、職員が支払う住宅使用料と住民向け住宅と使用料の違いやそれぞれの決め方についてでございますが、奥多摩町災害対策用職員住宅は、規則により月額使用料が規定されており、職員住宅の川井、棚沢、大氷川第1、大氷川第2、大氷川第3、長畑第2、小丹波の9棟16戸の使用料は1戸3万円で、常磐単身用1棟4戸の使用料は2万円、長畑第1世帯用1棟4戸の使用料は2万円、単身用1戸の使用料は1万円でございます。

また、町営住宅、若者住宅及び若者応援住宅の月額使用料は、奥多摩町営住宅使用料条例で規定されております。町営住宅の月額使用料は、小河内住宅の2万円から栃久保第2住宅の4万8,000円の範囲で、若者住宅の月額使用料は、大丹波住宅や海沢第1住宅の2万円から川井住宅の5万3,000円までの範囲で、子育て応援住宅は5万円の設定となっており、若者住宅等のほとんどが3万円前後の使用料となっております。

職員住宅と若者住宅等の月額使用料を比較いたしますと、ほぼ同額の3万円前後の設定を行っているものでございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 木村圭議員、再質問はありますか。どうぞ。

○5番（木村 圭君） 答弁ありがとうございました。

町から賃借している住宅に住んでいる教育長さん、あるいは町の職員がそこに生活していることを前提として再質問をちょっとさせていただきます。

災害が想定されるときに、教育長が小河内から役場の災害対策本部に事前に出向くようでは、小河内地区の災害対策はどのようになっているのか不安があります。役場本部から離れた小河内地区、日原地区、古里地区には、むしろその地区で現地で対応できる体制が必要ではないかと考えます。災害時こそ災害対策本部から離れた地域での対応が求められるのではないのでしょうか。住民に自助、共助を求め、町としては役場に職員を集中させることで、危機管理上いかななものかと思えます。

広い町内を視野に、本部機能の一部を分散させることは危機管理上も必要と考えます。その地域に住所を持つ職員を中心に、災害対応を可能とする仕組みをまず災害対策本部から離れた小河内地区に展開することが住民の安全・安心に資する施策ではないか。この点について再質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 5番、木村議員の再質問にお答えいたします。

危機管理対策用住宅、こちらは現在、教育長が住んでいらっしゃいますけれども、やはり今お話しされたように、各地区に、例えば古里、氷川、日原、小河内というような4分割にすると、そのようなところに職員、また理事者等が分散しているのが望ましいとは思いますが、現在では140ミリで国道が止まるということになりますので、国道が止まった時点では、なるべく早い時期に役場に集合するという形はとっておりますけれども、それ以降になりますと古里地区で止まってしまいますので、古里の文化会館、また出張所を含めてそちらに集合するという体制もとっております。

また、小河内地区においても小河内の中で職員おりますので、その中で水と緑のふれあい館等も含めてですけれども、そちらに集って対応するというような分散方法もとっております。

教育長におかれましても、なるべく早い段階で動けるということをお願いをしておりますけれども、災害が来てからの対応となると、やはり小河内地区での見守りという形になってまいります。

ただいま木村議員さんがおっしゃるとおり、今後も早い段階での情報収集に努めて、理事者については役場に招集していただくという体制はとっておりますけれども、災害発生時には分散した考え方も持っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 木村圭議員、よろしいですか。

○5番（木村 圭君） ありがとうございます。想定外の災害というのが最近当たり前のようになっておりますので、やはり様々な想定をして組織というものがうまく回るように、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、5番、木村圭議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、午前11時40分から再開いたします。

午前11時29分休憩

午前 11 時 40 分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4 番、小山辰美議員。

〔4 番 小山 辰美君 登壇〕

○4 番（小山 辰美君） 小山です。

私からは、子ども達の体力について質問させていただきます。

昨年 12 月 23 日にスポーツ庁が公表した 2019 年度の全国体力テストの結果では、東京都の場合、小学生男子が 21 番目、女子が 25 番目、中学生男子においては 40 番目、女子においても 35 番目と、これは特に最近の外遊びの減少とされております。

また、今年は新型コロナウイルス感染拡大防止のための自粛生活が長期間続き、子ども達の体力が低下、運動不足でストレスが心配です。自粛後の小・中学校の体育授業やクラブ活動、町体育協会が実施しているジュニア育成事業も活動が再開されてきましたが、新型コロナウイルス感染の危機は当分の間、おさまりそうもありません。

安心・安全な指導方法を監督、コーチ、指導者に各体育施設にはウイルス感染防止対策の実施をお願いしたい。

通常、子どもは 1 日 1 時間以上の運動が必要とされております。町としてはコロナ禍で子ども達の体力の向上と健康をどのように考えておるのか、お伺いします。

○議長（原島 幸次君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 4 番、小山辰美議員の一般質問、子ども達の体力についてにつきましては、教育委員会の所管事項となりますので、教育長から答弁をいたします。

○議長（原島 幸次君） 若菜教育長。

〔教育長 若菜 伸一君 登壇〕

○教育長（若菜 伸一君） 4 番、小山辰美議員の一般質問、子ども達の体力についてにお答えをいたします。

小山議員のご質問にある全国体力テストとは、正式名称を「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」と申しまして、平成 20 年度以降、毎年 4 月から 7 月にかけて全国の小学 5 年生と中学 2 年生を対象として実施をされているものでございます。

この調査は、子どもの体力の状況を把握・分析することで、体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、改善を図ることを目的としております。

ご質問のとおり、令和元年度の調査結果において、東京都では男女とも小学生が全国並

み、中学生が全国平均を下回っております。具体的内容を申し上げますと、小学生男子は、握力と上体起こしが47都道府県中14位、長座体前屈が13位と良好であります。50メートル走が42位、ソフトボール投げが37位と下位に位置しております。小学生女子は、上体起こしが12位、長座体前屈が8位と良好でございますが、50メートル走が41位、ソフトボール投げが46位と下位に位置をしております。

一方、中学生でございますが、中学生男子は50メートル走が11位、1,500メートル走が19位と良好でございますが、20メートルシャトルランが43位、長座体前屈が39位と下位に位置をしております。中学生の女子でございますが、上体起こしが9位と良好であります。ほかのものについては、順位相当の成績になってございます。

町の小・中学校、児童・生徒につきましては、東京都全体よりもやや良好であり、全国平均と比較をいたしますと、小学生は男子がやや上回り、女子は上位に位置しておりますが、中学生では男子が下回り、女子は全国をやや下回る結果となっております。

体力テストの結果が思わしくない、この原因といたしましては、主なものとして、授業以外の運動時間の減少、スマートフォンを含む映像機器などの視聴時間の増加、肥満の児童・生徒の増加、朝食を食べない児童の増加、更には家庭での車利用の増加などが挙げられております。

これらの原因への対策といたしまして、町教育委員会では、学校における生活指導や体育授業、部活動、各種スポーツイベントを通じて生活習慣の改善と体力向上に努めるとともに、家庭に向け、運動や遊びのメニューを作成し、配布するなどの取り組みを行っております。

しかし、今年度におきましては新型コロナウイルス感染症のまん延により、政府から緊急事態宣言が発令され、学校の臨時休校や外出自粛の要請があったため、例年より子どもの体力づくりには更に厳しい状況となっております。

6月1日より学校が再開いたしましたが、各種体育事業も徐々に実施している状況でございます。しかしながら、いまだに新型コロナウイルス感染症は収束をしておりません。このため三密の回避、マスクの着用、手洗い消毒などの感染防止対策のガイドライン、これを各学校やジュニア育成事業の指導者などにご周知をさせていただくとともに、各施設には必要に応じましてハンドソープや消毒液を配備する、町民プールの利用に際しましては、町内在住者に制限をさせていただき、入場時には体温を測定するなどの対策を図ってまいりました。今後につきましても児童・生徒が安全に体育・スポーツに取り組めるよう、必要な措置を講じてまいります。

また、臨時休校の影響により、学校再開後も必要な授業時数を確保するために夏休みの短縮、あるいは一部土曜日授業の導入などを行わざるを得ない状況下でございまして、今後の児童・生徒が体を動かす時間が減少する可能性がございます。しかしながら、教育課程の編成を工夫することで、運動会・体育祭など、体を動かす行事は内容を見直しながら、可能な限り実施をしております。

これからも新型コロナウイルス感染症の状況を見据えながら、どのようにしたら子ども達の体力向上を図ることができるのか研究をし、そして、実践をしております。

○議長（原島 幸次君） 小山辰美議員、再質問はありますか。どうぞ。

○4番（小山 辰美君） 再質問です。現在、奥多摩町ではコロナ感染者ゼロとなっております。これは町民、事業者、行政が感染防止に取り組んでいる結果だと思っております。スポーツ指導者も感染対策に十分注意しながら体力の向上に努めております。

しかし、一番怖いのは、コロナ感染より、ちょっと汚い言葉が出ますけれども、デマ、うわさ、誹謗中傷だと言われております。子どもの子どもへのいじめも考えられます。このことについて町の防止対策を教えてくださいたいと思います。

○議長（原島 幸次君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 4番、小山議員の再質問にお答えいたします。

まず、デマ、うわさ等につきましては、学校のほうで、先生のほうから正確な情報を児童・生徒に伝えていただき、安心して安全に取り組んでいただくように指導をしていただきます。

また、いじめが起きないようにということですが、日頃からいじめ教育は取り組んでおりまして、必ず毎年いじめ防止月間というのを設けまして、そこでこういうものがいじめに当たる、こういうことはしてはいけないということを必ず繰り返し教育指導しておりますので、その一環として、コロナに関しましてもいじめに当たるようなことをしてはいけないということを日々児童・生徒に教えていくようにしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○町長（師岡 伸公君） 小山辰美議員。

○4番（小山 辰美君） ありがとうございます。まずは心がウイルスに感染しないようにしたいものと思います。

質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、4番、小山辰美議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、午後1時から再開といたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

○議長（原島 幸次君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、8番、小峰陽一議員。

〔8番 小峰 陽一君 登壇〕

○8番（小峰 陽一君） それでは、1件質問させていただきます。

昨年10月に発生した台風19号は、町内において甚大なる被害を与えました。その中で、新型コロナウイルスが発生し、これらの対応に精力的に対応していただいた職員の皆さんには大変ありがとうございます。

さて、今年も台風シーズンを迎えましたが、昨年の台風災害復旧状況について教えてくださいたいと思います。また、その後の調査で復旧工事が増えているのではないかと思います。そこら辺の予定も工事予定等、対応がわかりましたらお聞かせいただきたいと思っています。

令和2年2月28日に行われた令和元年台風第19号に伴う災害及び復旧状況等についての説明会で配布された台風19号による災害発生報告一覧表に基づいて、できれば工事の実施時期、費用、今後の予定工事の時期と費用等がわかれば明示していただきたいと思っています。あわせて、わかる範囲内で結構なのですが、東京都関係の復旧工事についても教えていただければありがたいと思います。

奥多摩町地域防災計画（平成24年8月修正版）では、一時及び長期避難場所が指定をされていますが、各自治会が管理している生活館は、建物の耐久性や地形などに問題があり、避難所として適さない施設があります。町長は、防災計画の見直しを図ると言っておりますが、今シーズンの台風時期にはとても間に合わないと思いますので、仮にそういう避難をしなければならぬ事情が発生した場合、できるだけ近くの町の公共施設があれば、優先的にそちらの施設に避難誘導してはいかがでしょうか。町のお考えをお伺いします。

○議長（原島 幸次君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 8番、小峰陽一議員の昨年発生した台風19号の災害復旧状況と今後の対応についての一般質問にお答え申し上げます。

はじめに、台風19号の災害復旧状況についてですが、令和元年10月6日に発生した台風19号は、大型で強い勢力のまま伊豆半島に上陸し、12日から13日未明にかけて関東地方を通過し、町では610.5ミリの記録的な雨量を記録しました。この大雨の影響により、一般都道204号日原鍾乳洞線（日原街道）では、平石橋先の都道の崩落や都道の崩落に伴う断水等の大規模な災害が発生するとともに、町が管理する町道、林道、河川及び観光施設、ワサビ田におきましても大変多くの災害が発生いたしました。

令和元年度における災害復旧状況の執行状況でございますが、町道に係る災害復旧工事では、土砂排除、倒木処理等の災害復旧工事17件を事業費3,973万9,000円で執行し、工事はすべて完了しており、管内全域において道路機能は復旧されている状況でございます。

次に、林道に係る災害復旧工事では、土砂排除、法面補修、路面整地等の災害復旧工事16件を事業費1億2,698万2,000円で執行し、被災した林道26路線のうち23路線につきましては、林道機能が復旧されている状況でございます。

なお、特に被害が大きかった寸庭線林道、大丹波線林道、名坂線林道の3路線及び槐木線林道に隣接する残土処分場の復旧につきましては、令和元年度に復旧に係る設計業務を1,995万1,000円で執行し、すべての路線について設計業務が完了している状況でございます。

次に、河川に係る災害復旧工事では、土砂排除、護岸整備等の災害復旧工事13件を事業費2,906万1,000円で執行しております。

次に、観光施設に係る災害復旧工事では、被災した監理釣場、キャンプ場、遊歩道などの災害復旧工事19件、事業費5,069万5,000円で執行いたしました。しかし、特に被害が大きかった役場対岸の氷川溪谷遊歩道は、令和2年第1回町議会定例会において、一般会計補正予算（第6号）の繰越明許費として予算を繰り越して執行できるようご決定をいただきましたので、現在、災害復旧設計委託を行っている状況でございます。

次に、ワサビ田に係る災害復旧工事では、令和2年2月28日の議会全員協議会でご説明しましたとおり、過去に例のないほど甚大な被害が発生したため、国の激甚災害の指定を受け、東京都のご協力をいただきながら奥多摩山葵栽培組合の皆様とともに、現在も復旧に取り組んでいるところであります。令和元年度は山葵栽培組合の皆様への復旧意向調

査や災害復旧事業説明会を行うとともに、東京都及び山葵栽培組合の役員の皆様と復旧意向のあった 60 か所のワサビ田の早期復旧に向け、復旧方法の検討や復旧優先箇所の選定等の協議を進めていた関係もあり、年度内の予算執行が難しいことから、令和 2 年第 1 回町議会定例会において繰越明許費として予算を繰り越して執行できるようご決定をいただきましたので、今年度に入りまして復旧工事を進めている状況でございます。

次に、令和 2 年度の災害復旧事業の執行状況及び執行予定についてでございますが、町道に係る災害復旧工事につきましては、管内全域において道路機能は復旧されておりますが、町道の安全対策として棚沢地内の住安戸西線の路側構造物下部の崩壊斜面補強工事を令和 2 年 8 月 26 日に 990 万円で工事請負契約を締結し、11 月 9 日までの工期として進めております。

次に、林道に係る災害復旧工事では、令和元年度に設計業務が完了している路線のうち、名坂線林道災害復旧工事を 8 月 26 日に 1,945 万円で工事請負契約を締結し、12 月 22 日までの工期として進めております。他の林道路線につきましては、担当部署におきまして工事発注に向けた工事費の積算業務を行っているところでございます。

今後の事業執行の予定でございますが、寸庭線林道災害復旧工事につきましては、4,000 万円の復旧予算で 9 月下旬の工事発注を予定しており、大丹波線林道災害復旧工事及び槐木線林道残土処分場災害復旧工事につきましては、2 件で 6,000 万円の復旧予算を見込み、工事発注につきましては 10 月中旬を予定しているところでございます。

また、これまでの現地調査で確認されている被災箇所に加え、住民皆様からの通報により海沢林道の観音橋下流の路側構造物の崩壊及び蟬沢林道の起点から 500 メートル付近の斜面崩壊箇所の崩壊規模拡大が新たに確認されたため、これら新たな被害箇所につきましても補正予算を含め、令和 2 年度中の復旧工事を計画するとともに、潜在的な被害につきましても引き続き担当部署において調査を行い、令和元年度に引き続き、災害復旧事業の執行に努めてまいります。

次に、観光施設に係る災害復旧工事では、氷川溪谷遊歩道の災害復旧設計委託を令和 2 年 2 月 28 日に 2,200 万円で契約を締結し、測量、地質調査を含めた設計業務を 9 月 30 日までの工期で行っており、復旧工事の実施時期につきましては、今後、設計業務完了後に事業費の精査を行い、検討してまいります。

一般都道 204 号日原鍾乳洞線（日原街道）の平石橋先の都道の崩落箇所につきましては、仮橋の設置が 5 月に完了し、車両の通行が可能になったことから、以後、被災した日原地区の観光施設の復旧を進めております。日原溪流釣場災害復旧工事は、第 1 期工事として、

河川上部法面で崩壊の危険箇所があり、緊急施工の必要があったため、7月3日に2,369万4,000円で工事請負契約を締結し、ワイヤーネット被覆工事を実施しており、第2期工事として、河川整形、魚処理場改修及び管理用通路手すり等の復旧工事を1,300万円の復旧予算で10月上旬に工事発注を予定しております。

また、浄化槽及び石積擁壁が被災した日原鍾乳洞観光トイレは450万円の復旧予算で、9月中旬に設計委託を予定しております。

次に、ワサビ田に係る災害復旧工事では、令和元年度の繰越明許費分と令和2年度当初予算を合わせた1億4,720万円の復旧予算により復旧工事を進めております。ワサビ田の復旧工事では、峰谷川、除ヶ沢、安寺沢、寺地沢、奥沢及び大沢入の6か所を、作業用モノレールの災害復旧工事では、除ヶ沢、大沢入、海沢谷、井戸地及び獅子口の5か所の復旧工事を実施しております。

また、現地調査に入ることのできていないワサビ田の被害規模等を調査するため、7月2日に203万4,000円でワサビ田災害復旧実施設計委託の契約を締結し、現在、被害規模の把握と事業量の積算等を行っているところであります。

今後の事業執行の予定でございますが、ワサビ田の復旧工事につきましては、海沢谷、寸庭川、井戸地、西川、真名井沢及び川乗谷の6か所を、作業用モノレールの復旧工事につきましては、川乗谷及び小中沢の2か所を予定しております。しかし、ワサビ田災害復旧実施設計委託の結果を踏まえ、また、補正予算も活用させていただき、早期に着手できるよう計画的に事業を進めてまいります。

次に、東京都関係の災害復旧事業についてでございますが、はじめに、一般都道204号日原鍾乳洞線（日原街道）の平石橋先の都道崩落箇所の復旧事業の状況でございますが、現在、東京都建設局により崩壊した路体を復旧するための基礎となる鋼管杭の打設工事を行っており、杭の打設が完了した後、路体の復旧工事を行い、令和3年1月中旬に現在仮設道路として設置されている仮橋を撤去した上で、現在は仮設となっている水道管の敷設工事を行い、令和2年度中の一般解放を予定しているとの報告を受けております。

次に、東京都産業労働局による令和2年度の災害復旧事業では、東京都が管理する林道の災害について復旧工事が予定されており、大丹波地内の真名井林道、海沢地内の海沢林道及び南氷川地内の小中沢林道におきまして斜面崩壊及び舗装復旧等の災害復旧工事が予定されているとともに、治山事業におきましては、長畑地区と大加地区の境界付近の山林で発生いたしました山腹崩壊に係る災害復旧工事の実施が予定されているとの報告を受けております。

また、東京都交通局が管理し、現在通行止めとなっている白丸湖畔遊歩道につきましては、設計委託が完了し、10月からの復旧工事を予定しており、年度内の完了を目指しているとの報告を受けております。

町内各所で甚大な被害をもたらした台風19号は、今なお大きな爪痕を残しており、復旧には多くの時間と労力、そして、多額の費用が掛かりますが、住民皆様の安全と安心を確保するため、今後も引き続き早期復旧に努めてまいります。

次に、地域防災計画の見直しについてですが、避難所につきましては現在の町の地域防災計画において生活館等を含め、町内施設38か所を一時及び長期避難所として指定しております。昨年10月の台風19号に際しましては、町として避難勧告を発令し、また、はじめて気象庁から町に対して大雨特別警報が発令されたこともあり、町内全域で32か所の避難所を開設し、最大301名の方が避難された状況でありました。

一方、昨年6月には、東京都により町内859か所が土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンの指定を受けたところであり、避難所である原生活館、長畑生活館、南氷川生活館の3か所がその区域内に該当しております。その他の生活館等も土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に含まれており、これらの区域指定を受けていない避難所は、大丹波会館、栃久保自治会館、境生活館の3か所となっております。

避難所の指定に係る地域防災計画の見直しにつきましては、喫緊の課題として、今年度から総務課内に危機管理担当主幹を新設して取り組んでいるところであり、同計画の見直しにあたっては、感染症対策を盛り込む一方、国においては避難指示・勧告の一本化を来年予定していることから、それらの国の方針に沿って、町として来年度末を目途に同計画の全面的な見直しを予定しているところであります。

しかしながら、昨年の台風19号の災害と同様、本年に入り、梅雨前線が全国各地で活発化し、7月の豪雨災害のように、自然災害が町において、いつ、どこで発生するかわからない中、特にレッドゾーンに該当する地区の避難所につきましては、自治会とも協議の上、適宜運用の見直しを図ったところであります。具体的には、原生活館は水と緑のふれあい館、長畑生活館は奥多摩中学校・体育館、南氷川生活館は氷川小学校・体育館もしくは氷川保育園へそれぞれ避難するものとして、今月6日に予定しておりました町の総合防災訓練の内容を変更し、各自治会長の皆様に周知をさせていただきました。今後、町広報やホームページなどを通じて広く住民皆様にも周知を図ってまいります。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大時においては、万一の自然災害発生時に感染防止対策も図りながら避難誘導する必要があることから、まずは自宅のほか、親戚宅、知人宅

もハザードマップを確認して、安全であれば、その場所を避難先として検討いただき、その次の段階として、町が設置する避難所への避難として、感染疑いのある方は文化会館や福祉会館など、避難者数に応じて各地域の学校の校舎への避難を、健康な方でも従来の生活館などは高齢者を中心に概ね 20 名までとして、車で移動が可能な方は各地域の学校の体育館への避難についてご検討いただきますよう、周知を図ったところであります。

なお、万一自然災害が発生した場合や、特に昨年台風 19 号災害時のように、事前の進路予報である程度災害が見込まれる場合は、関係機関と迅速な協議と判断を行い、早め早めの避難を呼びかけ、その状況に応じて実際の避難先を防災行政無線、町ホームページ、民間の防災アプリなどを通じて住民に避難勧告、もしくは避難指示を行ってまいります。

9 年前の今日でありますけれども、ちょうどやはり同じように議会が開催されてきて、一般質問の日でありました。2 時 46 分のときにはもう会議は終わってしまっていて、私は昭和橋のところ、キャンプ場に車を置いていたものですから、昭和橋を歩いていたら、街灯の揺れが物凄く、凄く風だなとそのときは思ったんですけれども、車に戻ったら本当に悲惨な光景が映し出されておりました。

本当に先ほど来、ご質問にあったように、いつ何どき、どういう災害が起こるかわからない状況、最近の気象情報を見ても、線状降水帯が居座って、そこだけ大雨になってしまうというふうなそんな状況でございますので、小峰議員が通告書に書かれたように、本当にしっかりしたマニュアルももちろん必要ですけれども、近くに公共施設があればそこへ誘導するような、やはり具体的な自治会との取り決め、そういうものをしっかりとこれからやっていかななくてはいけないということを痛切に感じておりますので、これからはいろいろな形でご示唆をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 小峰陽一議員、再質問はありますか。どうぞ。

○8 番（小峰 陽一君） ご丁寧な回答ありがとうございます。

避難所の件なんですけど、例えば大氷川は神社の中にあるんですね、センターが。風の吹いた後に行くと枝が凄いですよ。そういうところへ避難するというのはまたちょっと問題なのかなという気がします。そこら辺も考慮に入れておいてほしいと思います。

あと、もう一つお願いは、やはりできるだけ早く適切な防災計画が必要だと思いますので、ぜひ精力的に作成のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 以上で、8 番、小峰陽一議員の質問は終わります。

次に、1番、伊藤英人議員。

〔1番 伊藤 英人君 登壇〕

○1番（伊藤 英人君） 1番、伊藤です。

3問ございます。

コロナ後の定住化対策と雇用について。

6月の議会後の質疑において「コロナ後の生活様式・意識変化を反映した定住化対策について」と題し、今後増加する可能性のある移住希望者の町の受け入れについて伺いました。今回は、雇用の側面から伺いたいと思います。

新型コロナウイルス感染症を巡る情勢は刻々と変わり、世界的に景気後退の恐れがあり、日本でも失業者の増加が考えられるところであります。今後、価値観の変化から移住希望者の増加が現実化した場合、更に全国的に失業者が増加した場合、有能な外部人材を積極的に受け入れ、雇用の場を提供し、町内事業者の労働力人口を補い、定住化、町活性化の機会とすることはできないかと思っております。一方で、雇用においては人件費等の経費の負担が現実問題として存在しております。

そこで、検討事案として以下3点ほどお聴きしたいと思います。

奥多摩町定住促進サポート事業支援金という事業がありますが、この実績について。

総務省、地域おこし協力隊制度の今後の活用予定について。

現在の地域おこし協力隊員3名の任期後の予定や意向について確認いたしたいと思いません。

半年前の質問でもお聞きしていたことであるんですが、改めて再度伺いたいかと思いました。

また、これは要望であります。総務省の掲げる「地域力の創造・地方の再生」政策には、地域おこし協力隊制度のほかにも事業があります。上記のような外部人材の受け入れ、人件費捻出の観点から奥多摩町においても何か活用できる施策はないか、ご検討いただければ幸いに思います。

続いて、森林環境譲与税、森林環境整備基金用途の提案。

木材価格の低下により森林の整備がされなくなったと全国的に言われておりますが、森林は単に木材の供給元であるだけでなく、二酸化炭素の吸収、水源かん養、土砂災害防止、生物多様性保全、人々への癒しの提供等、多種多様な公益的機能を持つ資源であります。奥多摩町の森林セラピー事業もその代表例であります。

森林の運用は長期的視野を必要とするため、慎重を要するものであります。また、森

林は、景観という観光資源としての側面を持ち、その整備は観光立町の推進に大きく寄与するものであります。

現在、当町においては、林野庁の森林環境譲与税全額を森林環境整備基金として積み立てておりますが、町の約 94%の面積を有する森林の整備計画並びに巨額の森林環境譲与税、本年度の予算額では 2,730 万円、これらの活用方法の策定に大変な労力と細心の注意を要することは想像に難くございません。

森林環境譲与税の用途は、林野庁から森林整備とその促進とされ、他自治体事例には講演会の開催や児童・生徒への環境教育なども見受けられます。奥多摩町においては、既存の東京都補助事業の森林整備（間伐、枝打ち、森林資源を活用した魅力創出）に加え、さらなる新たな森林整備の姿を追求していくべきではないかと考えております。

そこで、以下、提案したいと思います。

当町における森林のあるべき姿や課題を検討するため、森林環境譲与税を利用して、町内森林関係者、外部有識者を加えた検討組織を結成し、組織を中心に意見公聴会、座談会等を実施、奥多摩町の森林の理想像や森林環境整備基金の用途について検討する機会を設け、森林の持つ多面的・公益的機能を最大化するような森林整備の機運を醸成することはできないでしょうか。結成に当たっては広い視野が必要なので、女性の参画も重視していただきたいと思います。

次に、持続可能な観光立町のためのルール策定について（町営駐車場の運営等）。

昨年 12 月の一般質問において観光公害（オーバーツーリズム）に関して指摘させていただきましたが、観光立町確立には奥多摩町の自然環境という観光資源の持続可能性の確保が不可欠であり、また、そのためには住民の権利と観光客の義務と観光事業者の責任とを明確化するルールが必要であると思います。特に、町全域が国立公園に含まれる当町においては、自然環境を保護し、人の行動を管理するためのルール作りが重要であります。

東京都環境局においては、秩父多摩甲斐国立公園や高尾国定公園などにおける自然公園利用ルールを発表し、利用者や利用団体に対し啓発しておりますが、観光立町を標榜する当町では、より積極的な住民救済と利用者への介入による自然環境保全の考えが必要とされるのではないかと考えました。町独自のルール策定は慎重を要するものではあります、いずれは必須となるものと考えます。今年早急に取り組むべき観光公害の問題として、一例として町営駐車場等の管理の問題があります。

以下、質問したいと思います。

駐車場において騒音、ごみ投棄、渋滞等の問題が生じやすいという状態です。また、本

年は、人の滞留による新型コロナウイルス感染症の脅威もあります。町営駐車場、有料・無料問わず、より合理的な運営方法を検討、ルール策定の検討を直ちに実施すべきと考えるが、いかがでしょうか。

また、以下は要望でございますが、観光立町を標榜するに当たって観光公害は避けられないものであり、この一般質問ではルール策定による規制を主眼に訴えておりますが、住民へのケアの視点も行政として重要であります。観光公害の影響を被った住民の積極的な救済措置も検討いただいて、ひいては住民、利用者、事業者のための持続可能な観光立町を目指して包括的なルールの策定をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 1 番、伊藤英人議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、コロナ後の定住化対策と雇用についてですが、新型コロナウイルスの感染拡大と長期化は、人々の日々の暮らしから社会活動、経済活動に至るまで、様々な場面でそれまでの日常を変えざるを得ないほどの大きな影響を私たちにもたらしています。

このような状況の中、既に世の中では価値観の変化と言えるような動きもメディア等によって報じられております。

議員からは有能な外部人材を積極的に受け入れることで、労働力問題や定住化及び地域活性化の課題解決の機会になり得ないかのご提案と3点の質問をいただきました。

1 点目の奥多摩町定住促進サポート事業支援金の実績についてですが、この6月に支援金交付要綱を制定し、本年第2回町議会定例会におきまして一般会計補正予算（第2号）に計上しました当該予算をご審議の上、ご決定をいただいたところであります。

しかし、制度開始から間もないこともあり、相談をいただいている案件はございますが、現在のところ実績はございません。今後、本事業が活用されるよう、引き続き制度の周知等に努めてまいりたいと考えています。

次に、2点目の地域おこし協力隊制度の今後の活用についてですが、町におきましては平成30年7月から隊員3名を採用し、小河内地区の振興を主たる目的として活動を続けております。

現在の隊員は、来年の3月末をもって任期満了となりますが、新たな隊員の採用の有無につきましては、現段階では未定であります。

地域おこし協力隊は、地方への人の流れを創ることを目指し、都市部の人材を過疎地域

や離島などの新たな担い手として受け入れ、地域力の充実・強化を図る取り組みであります。今後、採用するに当たりましては、これまで以上に具体的な目的や受け入れ側となる地域の態勢を整える必要があると考えております。

隊員の任期である3年間は、国の特別交付税により財源措置がなされ、3年間の任期中は受け皿となる地方自治体に所属する形で必要な対応や連携を図ってまいりましたが、任期満了後は、直接的な関係は解消されることとなります。このことは任期満了後の隊員を担い手として引き続き受け入れる場合、そこから先は基本的には地域において人件費をはじめとする各種経費の捻出、一過性ではない事業継続や具体的に何を求めていくのか、あるいは誰が責任を持って雇用主となるのか等、明確にしておくべき事項が複数あるというふうに考えます。

個々の隊員が独立して起業し、なおかつ生活していける収入を得ることができる環境にあるならば、そういった心配はないのですが、現実には容易ではないと感じております。

町といたしましては、むしろ任期である3年を経過した後の彼らの進むべき道のことも念頭に置きながら、地域からの声にも耳を傾けつつ、今後の採用について判断をしていくべきものと考えております。

次に、3点目の現在の地域おこし協力隊員3名の任期後の予定や意向についてですが、現在の隊員は、来年3月までの任期であることは先ほど申し上げたとおりであります。町では所管課において隊員と定期的に意見交換の場を設けております。また、私も先月、彼ら3人と直接懇談する機会を得て意見交換を行いました。来年度以降につきましては、3人が引き続き町に残って地域のために活動したいとの意向があり、また、町での活動を継続するにあたっては、生計を立てるために柱となる収入を得ながら、それとは別に、この町で様々な取り組みを進めたいとの意向を持っております。町といたしましても彼らの意向に沿えるよう必要なサポートをしてまいりたいと考えています。

なお、議員からご要望いただいた総務省の掲げる地域力の創造・地方の再生に係る各種政策の活用につきましては、集落支援員といった制度もございますので、財源手当の観点からも研究・検討を進めてまいりたいと考えております。

こういう時代、今こそ人の力が必要であるというふうに考えますので、このあたりもしっかりと考えていきたいと思っております。

次に、森林環境譲与税、森林環境整備基金用途の提案についてですが、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、平成31年度から森林環境譲与税が先行して交付され、令和6年度からは森林環境税が本格的に導入をされます。

森林環境譲与税は、市町村においては、森林の間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に、都道府県においては、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないとされています。

また、平成 31 年 4 月 1 日に施行された森林経営管理法により、経営管理が行われていない森林については、市町村が仲介役となり、森林所有者と担い手をつなぐシステムを構築する森林経営管理制度が開始されました。この森林経営管理制度は、適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を市町村が主体となり、森林所有者に代わって自ら森林経営管理を実施するため、森林所有者への意向調査や現地調査並びに経営管理集積計画の作成等の業務を行うこととされており、その財源として森林環境譲与税が活用されることとなっております。

各市町村への譲与額は 10 分の 5 を私有林人工林面積で、10 分の 2 を林業就業者数で、そして、10 分の 3 を人口とする基準で按分し、算出されます。この算出基準により人口の多い都市部へ相対的に多くの額が配分されることとなり、本来その恩恵を受けるべき森林を保有する市町村への譲与額が目減りする状況となっております。

町への譲与額につきましては、令和元年度の決算額が 1,436 万 1,000 円、令和 2 年度の予算額が 2,730 万円となっており、現在は森林環境整備基金へ全額を積み立てている状況であります。

以前より議員皆様からこの森林環境譲与税の活用方法等についてのご質問をいただいておりますが、所有者の意欲の低下、所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在などの課題に対応し、自発的な整備が見込めない森林の整備を進めるという本税の創設の趣旨を踏まえ、約 2 万 1,000 ヘクタールを有する町の森林をどう整備していくか。また、11 番、高橋邦男議員からの質問にありました森林資源の活用もあわせ、林業関係者の皆様のご意見を伺いながら、将来を見据えた計画を立てていく必要があるものと考えております。

議員からご提案のありました検討組織の結成につきましては、既存の協議体であり、過去から町の森林整備計画の策定や林業行政に携わる外部有識者や森林関係者で構成され、林業振興に関する重要事項を審議するために設置されている奥多摩町林業振興事業協議会において、この森林環境譲与税の活用についても具体的に検討してまいりたいと思っております。議員ご提案の女性の参画などもここに入ってくるのではないのでしょうか。ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、持続可能な観光立町のためのルール策定（町営駐車場の運営等）についてですが、観光地における観光客の増加は、経済的な効果が認められる一方、交通渋滞や騒音、

ごみ投棄の問題のほか、住民の生活環境の悪化など、様々な問題が発生しております。観光立町を標榜する町においても観光シーズンに多くのお客様に来ていただくことは大変うれしいことではありますが、一方で、交通渋滞や観光駐車場以外への無断駐車、河川等へのごみ放置等、観光地の宿命のように長年の課題となっていることも事実でございます。

特に、今年のコロナ禍にあつては、都道府県をまたぐ移動の自粛、更にはG o T oトラベルキャンペーンからの東京都除外並びに当町を紹介する複数のテレビ番組の放映等の影響により、町を訪れる観光客の皆様が例年より多く、交通渋滞や駐車場待ちによる渋滞、駐車場以外への無断駐車等で路線バスの運行に支障をきたすとともに、万一の救急要請や災害発生時の緊急車両の運行に支障となる恐れも生じたことから、8月7日付で私と観光協会長の連名で、奥多摩町への観光を計画されている皆様に対し、感染防止対策、交通ルール、観光マナーへの協力についてメッセージを発出いたしました。

観光駐車場におきましても、特にこの夏は、駐車場待ちによる国道等の渋滞、マスクやたばこ等のごみ投棄、駐車場内におけるバーベキュー等の目的外使用、夜間の自動車等のアイドリングによる騒音など、町へも通報や苦情が入っており、駐車場内でのマナーや禁止事項を記載した看板の設置や一部駐車場の夜間閉鎖を行ったところであります。

ご質問の町営駐車場の合理的な運営方法の検討、ルール策定を直ちに実施すべきと考えるがにつきましては、観光立町を標榜する町といたしましては、引き続き観光客誘致を進めるとともに、観光公害の問題にも取り組む必要があることは認識するところであります。観光駐車場の運営方法やルール策定だけでなく、議員から要望のありました包括的なルールの策定も含め、観光公害に取り組んでいる先進地の事例も参考に、今後研究してまいりたいと考えております。ご理解をお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 伊藤英人議員、再質問ございますか。

○1番（伊藤 英人君） ありがとうございました。

では、質問がございます。森林環境譲与税に関する質問、済みません、質問ではないのですが、今回の一般質問、石田議員、高橋議員と続いて森林の整備と活用に関して3つ目が重なってしまいましたが、このようにやはり森林のあり方については課題がある状況であるのかと思います。これまでも答弁のとおり、林業振興協議会というのがありますが、それでもその課題は解決になかなか至らない状況であるのかと思います。まず少なくとも今回3名の議員からあるように、課題があるのであれば、まずは課題の洗い出しから着手して、それに関する広い意見を町内外から募るべきなのかなと私は思いました。

高橋議員の質問の中で、森林セラピーのこと言及がありまして、それでちょっと調べた

ところ、林野庁の中で森林サービス産業みたいな概念がありまして、これは、つまり林業という1次産業じゃなくて、森林でサービス産業という第3次産業みたいな付加価値の高いものをやっていこうというそういう取り組みなのかなと思います。そういったことも視野に入れることができるのかなと思いました。

次に、持続可能な観光立町のためのルール策定に関してですが、現状でも東京都環境局において自然公園利用ルールというのがちゃんとあるんですけども、これはどうにも自然の中での人間の振る舞い方に関する規定であって、生活者とか、生活圏内での話ではなくて、これを先進事例なども交えながら何か策定していければいいかなと思います。

観光資源というものを利用すること、それから、それを守るための規制と、これが両輪になるかと思うんですけども、規制が後手に回ってしまった場合の住民の救済、これも考えなければいけないのかなと思ひまして、質問させてもらいました。

今回ちょうどいい事例として、ことしはコロナ禍という状況、自然災害に類するもので、観光立町の奥多摩町が非常に取組まなきゃいけないことが課題が頻出してきた状況だったんですが、先月上旬、アルコールとか、マスクとかの配布というものが観光協会の加盟者を実施されまして、8月の繁忙期、お盆休みをちょうど迎える直前に実施されたというのが非常によかったと思います。本当に忙しくて買い出しなどに行けないような事業者さんがちょうど消耗品が支給してもらえたという状況でありました。ありがとうございます。これ一般的には公助と呼ばれるものですが、あれは町民にとっては共助であったと思います。職員の皆さんも地域の仲間という認識で事業者さんは受け入れてもらったのだと思いました。こういったフットワークの軽さとか、チームワークというのは今後も目指してもらいたいと思いました。ご尽力本当にありがとうございました。これも質問ではありません。

質問なんですけど、コロナ後の定住化対策と雇用について。済みません、1点ちょっと訂正がありまして、3つ質問事項があったんですが、真ん中の総務省地域おこし協力隊制度の今後の活用予定に関してなんですけど、これが実は今いらっしゃる隊員3名のことではなくて、来年度新規に募集をかけますかというそういったご予定についてもお聞かせください。

それから、移住希望者、今回こうやって観光客の方が増えておりましたけども、ということは移住希望者、もしかしたら本当に増加しているのではないかなと思ひまして、そういった移住の希望、相談に関する件数など、データがありましたらお願いいたします。

質問は以上です。

○議長（原島 幸次君） 伊藤議員、どれが質問で、どれが要望だかはっきりしないと、こっちは答えられないから。

○1番（伊藤 英人君） 今、再質問があったのは、来年度の協力隊の採用に関すること。それと、移住希望者の現在の状況です。この2点です。

言及したいのが、集落支援員に関してと、あと、この一般質問の中に入らなかったのですが、総務省から来年度協力隊マネージャーという事業が創設されるようですので、それも集落支援員同様、考えられる選択肢になりそうだなと私は思いました。これは情報提供です。

というわけでした。失礼しました。

○議長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 1番、伊藤英人議員さんからの再質問についてお答えを申し上げます。2点ございましたが、1点目は、私のほうでお答え申し上げます。

地域おこし協力隊制度の今後の活用についてということで、現在は3名の隊員を採用しているという状況で、来年度以降新規のというところのご質問でございます。こちらにつきましては、来年の4月から、このままいきますと採用がないという状況ですが、現状におきましてはまだ未定という状況です。これからまた来年度の予算編成も始まる中で、また各課の状況、あるいは地域の意見等も勘案しながら対応を図っていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 2点目のご質問にお答えいたします。

まず、コロナ禍の状況で移住者の方が増えているかということでございますが、全体的に昨年度の例で言いますと、約1,200人ぐらいの方の移住定住相談というのがございます。月に直しますと、だいたい月に100人程度の方が何らかの形で役場に相談がございまして、今年は逆にコロナ禍ということがございまして、4月・5月・6月、6月のときにも少しお話しさせていただいたかと思いますが、コロナ禍の緊急事態等の影響の関係で、実は相談件数というのは伸びておりませんでした。ただ、この夏からテレビの報道等ございまして、実は移住に限る相談というのが特に多くなってございます。

実例から申し上げますと、現在、空き家バンクの物件等を周知しているところではございますが、移住の相談が多く、今の空き家バンクの物件10件出しているんですけども、土地建物については6件ございまして、すべて今、契約交渉中というような形で、ここに来て少し住む場所の相談が多くなっているのも事実でございます。また、町営若者住宅に

限っても相談がございしますが、今 100%の入居率ということもございしますので、お断りしている状況になっております。

そのようなことから、奥多摩に暮らしたい人登録バンクのほうに登録をしていただくというようなことで対応はしております。ただし、実際には先月ですと 50 から 60 件ぐらいのご相談があったんですけども、実際には物がなくて移住につなげられないというのが現在の状況でございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） よろしいですか。伊藤議員。

○1 番（伊藤 英人君） ありがとうございます。物が無い状態であるのはやはりもったいないことですので、今後、推進していただきたいと思っております。

ありがとうございます。以上です。

○議長（原島 幸次君） 以上で、1 番、伊藤英人議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、午後 2 時 5 分から再開いたします。

午後 1 時 53 分休憩

午後 2 時 05 分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10 番、宮野亨議員。

〔10 番 宮野 亨君 登壇〕

○10 番（宮野 亨君） 10 番、宮野でございます。

今回、2 問質問させていただきます。

介護・障がい者施設等への PCR 検査と BCP（事業継続計画）作成について。

現状コロナ禍での介護関連施設や障がい者施設等では、緊張の中で運営を続けています。奥多摩町が属する西多摩保健医療圏は約 1 万 5,000 床の介護関連施設や障がい者施設があり、クラスターが発生すれば甚大な被害が予想されます。その対策、課題について医師会、特養、老健、地域密着型、訪問介護、障がい者施設など訪問し、意見を交換をしてきた。中でも施設内で感染拡大させないために適切な PCR 検査の実施を求めていることがわかった。

具体的な声として、以下の事案が挙げられました。①施設内で発熱者が出た場合、施設内での検査が行える体制が必要。②施設内で陽性者が確認された場合、濃厚接触者以外の職員、利用者は対象になっていない。③施設内でクラスターが発生した場合、応援職員の検査が必要。④ショートステイで療育の必要が認められての施設利用者の場合、検査が必要。⑤特養、老健施設等の入所時に検査が必要。などである。

このことを踏まえ、国や東京都に重ねて支援を働きかけてきた。感染拡大防止と医療崩壊、介護崩壊を防ぐためにも関係機関が連携した早期の体制整備が必要と考え、以下質問いたします。

(1) 介護関連施設や障がい者施設の職員及び利用者に対し、クラスターが発生する可能性がある場合など、PCR検査の費用を東京都が全額支援することが決定したと聞いている。詳細なスキーム等の周知徹底など、この事業実施における町の役割をどのように考えていますか。

(2) 介護施設や障がい者施設等の訪問調査活動を実施してきた。その調査から地震や土砂災害、風雨災害などのBCPもできていない状況下、新型コロナウイルスなどの感染症に対応したゾーニング等の実践的なBCP作成をしなければならない施設が多くある実態が明らかになった。第2波が大きくなる前に早急な支援が必要と考え、西多摩医師会や西多摩地域広域行政圏協議会の協力のもと、実践的な感染症BCP作成のための研修会の実施を提案してきた。実施となった場合、奥多摩町はどのような支援が考えられますか。

(3) 子育て支援施設など高齢者介護施設や障がい者施設以外の施設でのPCR検査の推進と課題を奥多摩町はどのように認識していますか。

(4) 今回のコロナ禍における訪問調査活動で見えてきた事は、関係機関の連携強化の必要性である。西多摩保健所、西多摩地域広域行政圏協議会や、そこに属する自治体、西多摩医師会、介護施設、障がい者施設等の連携がなければ、感染症との闘いは乗り越えることが出来ないのではないかと。奥多摩町からもさらなる連携強化を関係機関に働きかけてもらいたいです。

次に、2番目で、公明党実施の防災アンケートと水害、土砂災害等について。

昨年の台風19号の被害を受け、公明党は、西多摩地域8市町村の住民を対象に防災アンケート調査を本年2月に実施しました。3,901人からいただいた集計をまとめ、国や東京都に要望書として提出しました。

アンケート結果では、「マイ・タイムライン」の認知度が非常に低く、災害時の活用を促すには普及啓発と作成支援が必要と思われました。また、「ハザードマップ」を「知っ

ている」「認識している」との回答は「川の近く」「岸の近く」「山間部」に居住する高齢者の方の認識が高数値でした。その中の自由意見として、「車でないと避難所に行けない」「ペットがいるから行けない」などや沢の砂防工事、暗渠の大型化等の意見でした。

それを受け、以下質問いたします。

(1) 「マイ・タイムライン」の普及啓発と利用しやすい内容に改善。

(2) 住民をケアするための新たな避難所の在り方について検討をお願いします。

(3) アンケート結果を踏まえ、国土交通大臣に要望書を提出しました。奥多摩町からもこれまで以上に国土交通省に対し、要請行動を強めてもらいたい。

以上を踏まえまして、町のご所見を伺います。よろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） それでは、10番、宮野亨議員の一般質問、介護・障がい者施設等へのPCR検査とBCP作成についてにお答えいたします。

1点目のご質問の介護・障がい者施設の職員及び利用者に対するPCR検査の費用を東京都が全額支援するとのことだが、詳細なスキーム等の周知徹底など、この事業実施における町の役割をどのように考えているかについてですが、東京都においては新たに区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業（予算額50億円）を含む令和2年度東京都一般会計補正予算（第7号）を7月27日開会の都議会第2回臨時会で可決成立したところであります。

この事業は、区市町村が地域の実情に応じて集中的に実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取り組みに係る経費を支援するものとして、8月に区市町村に対し意向調査を行い、その後、都の要綱を公表し、9月に区市町村から都に対し交付申請し、都が審査の上、10月に交付決定するスケジュールとなっております。

町では本事業を活用し、町内の事業者等で感染者が発生した場合に町独自でPCR検査を実施し、感染状況によっては休業要請を行うことを予定しており、一方で、軽症者の自宅・宿泊療養に係る経費の助成や感染症対策に係る住民向けのリーフレットの作成を検討し、それらに必要な経費をこの9月補正予算案に計上をいたしました。

今後、関係施設への周知をはじめ、住民皆様にも広報やホームページなどを通じて周知をしてまいります。

次に、2点目の西多摩医師会や西多摩地域広域行政圏協議会の協力のもと、実践的な感染症BCP作成のための研修会を提案しているが、実施となった場合、町はどのような支

援を考えているかについてですが、新型コロナウイルス感染症は無症状もある中で、感染防止対策を徹底していても意図せず感染する可能性もあることから、万一の感染に備え、研修会が実施される場合には積極的に参加するとともに、各施設の実践的なBCP（事業継続計画）の策定にあたっては、町と施設が一体となって当該計画を策定し、感染拡大防止も図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の子育て支援施設など介護・障がい者施設以外の施設でのPCR検査の推進と課題を奥多摩町はどのように認識しているかについてですが、万一感染が発生した際に保健所の調査により、濃厚接触者が特定された場合に限り、行政検査の対象として無料でPCR検査が実施されることとなっておりますが、濃厚接触者に該当しない場合においても町として、1点目のご質問でお答えした都の補助事業を活用し、介護・障がい者施設以外の子育て支援施設など、町内の福祉関連施設とその従事者が希望すれば、PCR検査を無料で実施できるよう体制整備をしてまいります。

次に、4点目の西多摩保健所、西多摩地域広域行政圏協議会や西多摩8市町村、西多摩医師会、介護・障がい者施設等の連携がなければ、感染症との闘いは乗り越えることができないのではないかと。奥多摩町から更なる連携強化を関係機関に働きかけをについてですが、生活圏域、医療圏で捉えるならば、新型コロナウイルス感染症対策も西多摩の8市町村の連携は必要不可欠であり、万一の町内での感染発生・感染拡大に備え、まずは町内において西多摩保健所との連携のもと、町と福祉施設、医療機関とが一体となって、引き続き感染症対策にあたってまいります。

また、西多摩保健所における会議、関係機関における会議等の機会を得て、西多摩の8市町村、関係機関の連携強化を図り、特にその要として西多摩保健所の役割、専門的見地としての西多摩医師会の果たす役割の重要性を強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、公明党実施の防災アンケートと水害、土砂災害等についてですが、1点目のご質問の「マイ・タイムラインの普及啓発と利用しやすい内容に改善を」についてですが、東京都においては、都の有する都市部から山間部、そして、島しょ部までの多様な地形、また、地下街や高層マンションなどの多様な都市構造、更には、幅広い年代や様々な国籍などの多様な人として東京の特徴を広く捉えて東京マイ・タイムラインを作成し、この5月に発行したところであります。

町では、昨年の土砂災害特別警戒区域の指定を受け、また、昨年の台風19号による災害を受け、更には、本年の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、町の地域防災計画を

来年度末までに見直す予定であり、その見直しを踏まえて東京マイ・タイムラインを参考としながら町の実態に即した町独自のマイ・タイムラインを来年度に作成し、普及啓発を進めてまいりたいと考えています。

2点目のご質問の住民をケアするための新たな避難所の在り方について検討をにについてですが、前段の町独自のマイ・タイムラインの作成を待たず、自然災害はいつ、どこで発生するかわからず、また、現在の感染症発生時においては、従来とは違った避難行動が求められることから、町では、この9月6日に実施した第44回総合防災訓練において、我が家の震災訓練として、現在、町で想定している避難先について周知を図ったところであり、一方、町職員が各自治会長様宅へ訪問し、避難誘導伝達訓練として実施をさせていただきました。

具体的には、感染防止対策として、まずは自宅のほか、親戚宅、知人宅もハザードマップを確認して、安全であれば、その場所を避難先として検討いただき、その次の段階として、町が設置する避難所への避難として、感染疑いのある方は文化会館や福祉会館、避難者数に応じて各地域の学校の校舎への避難を、また、健康な方でも従来の生活館などは高齢者を中心に概ね20名までとして、車での移動が可能な方は各地域の学校の体育館へ避難することについて周知を図ったところであり、

なお、万一自然災害が発生した場合、特に昨年台風19号災害のように、台風の事前の進路予報で災害の起こる可能性が見込まれる場合には早め早めの避難を呼びかけ、その状況に応じて実際の避難先を防災行政無線、町ホームページ、民間の防災アプリなどを通じて住民に避難勧告、もしくは避難指示を行ってまいります。

最後に、町からもこれまで以上に国土交通省に対して、要請行動を強めてもらいたいについてですが、この度、西多摩地域の公明党におかれましては、昨年の台風19号による災害を受け、持続可能な西多摩の構築に向けて西多摩未来プロジェクトを始動させ、防災アンケートを実施し、その結果を踏まえて、今年の台風シーズンを前に国や東京都に要望書を提出され、そのタイムリーでスピーディーな取り組みに敬意を表するものであります。

町といたしましても町独自にはもちろんのこと、多摩川流域の関係自治体や東京都町村会などとともに連携して、関係機関に対する要請活動を強化するとともに、地域の安全・安心を確保し、災害に強いまちづくりにこれからも努めてまいりたいと考えております。

○議長（原島 幸次君） 宮野亨議員、再質問はありますか。どうぞ。

○10番（宮野 亨君） 再質問ではなく、要望の形になりますが、本当コロナ禍ということで、ちょっと先の見えない状況で、天候的にもいろんな先が読めないということで、

職員の方も皆さん、本当に個人個人の大変な思いがなお一層大変になるかと思いますが、ぜひ今までのデータなんかちょっと無理なんで、新しいいろんなものを入れて、スケールアップじゃないけど、パワーアップしていただきたい。それを望みまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、10番、宮野亨議員の一般質問は終わります。

次に、6番、大澤由香里議員。

〔6番 大澤由香里君 登壇〕

○6番（大澤由香里君） 1点質問させていただきます。伊藤議員の答弁と重複するところもあるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

奥多摩町の駐車場の有料化について。

首都圏、愛知、大阪、福岡、沖縄などで連日、新規感染者数が過去最高を記録するなど、新型コロナウイルスの感染が急速に拡大しています。このまま感染拡大を許せば、高齢者への感染が広がり、重症者が一気に広がる深刻な瀬戸際にあります。

ところが、政府は、感染拡大を抑えるための実効ある方策を何ひとつ打ち出さず、反対に、Go Toトラベルのような感染を加速しかねない政策を強行しています。そのGo Toトラベルの対象外とされた東京都では、都民が都外へ出かけることを控え、近場で遊べる場所として奥多摩町や檜原村へ殺到するという現象が起きています。非常事態宣言が解除された後、特に梅雨明け後の連休などに観光客が集中的に押し寄せたことによって、住民から様々なご意見やご要望が寄せられるようになりました。

その中の1つに駐車場の問題があります。コロナ禍において各観光業者は入場者数を制限しています。そのためか、今までは見られなかった駐車場でテントの設営やテーブルを設置しての食事やバーベキューをする観光客が現れるようになりました。また、渋滞を避けるためか、深夜に到着して駐車する車も見られるようになりました。そのため近隣住民から「観光客の声等で安眠できない」「ごみが放置されたり、たばこのポイ捨てなどが目に余る」「深夜に車を停めて騒いでいるので注意したいが、何をされるかわからないのでできない」など苦情が噴出し、駐車場の夜間閉鎖や有料化を求める声が寄せられています。

確かに駐車場を管理する人を置けば、駐車以外の目的での使用やごみの問題などは解消できます。しかし、有料化すれば観光客は減るので反対だという町民もいます。

そこで、お願ひいたします。町内にある有料駐車場の収支状況を踏まえ、駐車場の有料化についての町のお考えをお聞かせください。

○議長（原島 幸次君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 6 番、大澤由香里議員の一般質問、町営駐車場の有料化についてにお答え申し上げます。

当町のコロナ禍における観光客の動向につきましては、伊藤英人議員の一般質問にて答弁をさせていただきましたが、今年のコロナ禍にあっては、都道府県をまたぐ移動の自粛、更には、Go To トラベルキャンペーンからの東京都除外並びに町を紹介する複数のテレビ番組の放映等の影響により、町を訪れる観光客の皆様が例年より多く、特に、新型コロナウイルスの感染を防ぐため、公共交通機関による移動を避ける動きもあり、自動車やバイクにより来町される方が増えているように感じております。

その影響もあり、例年以上に道路や駐車場待ちによる渋滞、駐車場以外への無断駐車が増え、路線バスや緊急車両の運行に支障を来す事例も発生しております。

観光駐車場におきましても、ご質問がありましたとおり、駐車場待ちによる渋滞、マスクやたばこ等ごみの投棄、駐車場内におけるバーベキュー等の目的外使用、夜間のアイドリングによる騒音など、町へも通報や苦情があったことから、白丸観光駐車場と鳩の巣観光駐車場へマナーや禁止事項を記載した看板を設置するとともに、白丸駐車場においては夜 7 時から翌朝 8 時までの夜間閉鎖を行い、対応をしたところであります。

町が管理する町内の有料駐車場につきましては、奥多摩町営駐車場の設置及び管理運営に関する条例により、氷川キャンプ場横の氷川駐車場と寸庭橋手前の小丹波駐車場の 2 か所を設置しており、氷川駐車場は指定管理施設として奥多摩総合開発株式会社へ、小丹波駐車場は小丹波自治会へ管理を委託しております。

収支の状況につきましては、平成 29 年度から令和元年度の 3 か年平均では、氷川駐車場の利用料収入は 480 万 3,000 円で、指定管理料と電気料等の支出合計は 505 万 3,000 円となり、小丹波駐車場の利用料収入は 30 万 4,000 円で、管理委託料と電気料等の支出合計は 39 万 2,000 円、いずれも収入を支出が上回っている状況となっております。

町営駐車場の有料化については、収支の状況のみで判断すべきものではなく、有料化によるメリット・デメリットを住民皆様や観光客をはじめ、関係する皆様のご意見等にも耳を傾けながら、その地域ごとの実情を把握した上で総合的に判断し、検討していく必要があると考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

本年度の夏は特別な夏ということで、本当に今まで奥多摩町が経験しなかったような状況が出ております。先ほど来、皆様方からいろんなご質問を頂戴していますが、まさしくこれを教訓として、新たな課題が浮き彫りになっておりますので、一つ一つケース・バ

イ・ケースで考えて、これからのまだ秋の観光シーズンもありますので、対応してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 大澤由香里議員、再質問ございますか。どうぞ。

○6番（大澤由香里君） ありがとうございます。質問ではないです。

町にはいくつかの駐車場がありますが、その近隣に住む町民の方からご意見を伺いましたので、ご紹介をしたいと思います。

無料の駐車場が近くにあるので、お客さんにはそこに停めてもらっている。有料になったら客は減るのではないかと危惧する。しかし、店を利用したら駐車料金が無料になる仕組みがあれば、逆に、お店を利用しない客も呼び込むことができるのではないか。ただし、駐車料金を店側が負担しないで済むようにしてもらわなければ困る。

シーズンには朝早くから登山客が駐車し、朝7時過ぎに既に満車状態になっていることがよくある。一日中停めているため、その後、来町した一般のお客さんが停められず、ほとんど町にお金を落とさないとされている登山客だけが無料駐車場の恩恵を受けているということになっている。この状態は改善すべき。

町は自然を管理維持するためにそれなりのお金を使っている。その自然を楽しむために来町している人にも受益相当分の料金を払っていただくのは当然ではないか。今どき観光地では有料駐車場が当たり前。無料で駐車場を開放している町はお人好し過ぎる。観光立町をいうなら、もっと貪欲になるべき。

駐車料金を徴収することで、良識のある観光客の確保につながるのではないか。少なくともテントを張ったり、バーベキューをしたりといった本来の駐車目的外の使用はなくせると考える。

駐車場に平気でごみを捨てていくマナーの悪い観光客がいる。現在は町がやってくれないので、住民が片づけている状態。有人の有料化にすることによって、住民の負担はなくなる。有人の有料化をすることによって、町の雇用も促進できるのでは。

駐車場に近接して住んでいる住民にとって、夜間、早朝の騒音は非常に迷惑。夜間の駐車場閉鎖を通年でやっていただきたい。

地球温暖化現象の大きな要因の1つに二酸化炭素を多く含む排気ガスがある。車の排気ガスには窒素酸化物や粒子状物質が含まれており、大気汚染にもつながっていると言われていいる。有人化することで駐車場で長時間のアイドリングをしている者に注意することができ、環境問題に貢献できる。また、奥多摩町が環境問題に積極的に取り組んでいることをアピールすることにもなる。

駐車場を有料化すれば、路上駐車や無断駐車が増えるのではないかと。有料化するなら、その対策も必要。

町営駐車場有料化については一長一短あるかと思うが、継続して議論することが大事ではないか。

以上、町民の方からのご意見を、一部ですがご紹介いたしました。

先ほどの答弁に、有料化することによって経費がかさむ、赤字のほうが多いというご意見がありました。経済性だけでなく、町民の方のご意見を伺って、今後考えていくという答弁でしたので、ぜひ進めていただければと思います。ぜひ町には経済性よりも健全な環境のもとで心身ともに健康に生きることを保障する町民の生存権を守ることを優先して考えていただいて、そこをぶれずに駐車場の在り方を検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、6番、大澤由香里議員の一般質問は終わります。

次に、2番、森田紀子議員。

〔2番 森田 紀子君 登壇〕

○2番（森田 紀子君） それでは、2件質問させていただきます。

まず、長期化するコロナ禍における経済活動及び奥多摩町におけるワーケーションの促進についてです。

最近の感染者拡大の報道を見るにつけ、早くもコロナの第二波は到来しているようです。第二波のみならず、第三波到来も予測されておりますし、ワクチンができるのは来年初頭と言われております。今、コロナ禍の中でどうやって仕事ができるような体制に戻していくか、そういう空気づくりが大事です。更に、アフターコロナを見据えた発展的なビジョンを共有していくことが大事です。

2019年12月定例会でも5G関連の質問で、サテライトオフィス誘致における若者定住化、雇用創出の質問をさせていただき、町のご見解をお伺いしました。コロナ禍で社会構造が大きく変化していく中、これまでの延長線上に未来が描けなくなりつつあります。

そんな今こそ、奥多摩町は自助の精神を発揮し、補助金だけに頼らない、自立した奥多摩をつくっていくことを目指すべきです。

現在、新しい働き方として、テレワークやワーケーションが注目されています。4月、緊急事態宣言が実施される前日、日帰りでワーケーションの聖地、徳島県神山町の視察に行っていました。ここに奥多摩の未来があると思いました。

神山町の人口は奥多摩と同じ5,000人です。登録有形文化財に指定された古民家を改造

したお店が並んだ町はとてもかわいい印象でした。

訪れたのは、東京渋谷区広尾に本社を構える放送配信サービス事業を営む株式会社プラットフォームのサテライトオフィスです。古民家を改装したおしゃれなオフィスでした。神山町にはこのようなITベンチャーのオフィスが進出しており、現在10社以上の企業が集積しています。

私たちの奥多摩町は、美しい自然に恵まれ、新宿からJRで1時間35分で来ることができます。テレワークで働いた人の6割超が今後もテレワークを続けたいと思っているというデータも出ています。

東京都は7月、自宅以外の場所でもテレワークを行うことができる環境整備を進めるため、府中、東久留米、国立にモデル的にサテライトオフィスを設置しました。奥多摩町にもWi-Fiを完備し、テレワークを行うことができる環境を整えることで自然豊かな中で仕事をし、生活を楽しむ若い定住者が増加し、雇用創出も実現し、今現在奥多摩町に暮らしている子ども達の就職の可能性も広がり、町外に出て働かなくても食べていける環境を作れます。町に活気が出てくるのではないかと考えます。また、人口が増えることによって事業者が増え、財政も豊かになり、補助金だけに頼らない自立した町へと変わっていくことができるのではないのでしょうか。

コロナ禍と経済活動の共存並びに奥多摩町ワーケーションの促進について町の所見をお伺いしたいと存じます。

また、2件目の質問、奥多摩町における介護予防活動についてですが、奥多摩町では、65歳以上の高齢者人口の割合が50%を上回りました。人口割合の多い団塊の世代の方々が健康寿命と言われる年齢約73歳を迎えるのが今年度からに当たり、2025年には後期高齢者になられます。

高齢者の方が支援や介護が必要になる原因の第1位は認知症とのデータが出ております。奥多摩町では、包括支援センターの皆様の並々ならぬご尽力により、認知症の方の早期段階でのケアが実現されております。また、介護予防に特化したデイサービス森の時計を運営していただいておりますが、私ごとではございますが、7月末からは母を通所させていただき、認知症の症状が軽減されております。

今後、奥多摩町の人口割合から見て、認知症にかかる方の人数が増える可能性が大きいかと存じます。その際に重症化を遅らせる介護予防を充実させることによって、認知症状の速度を遅らせ、自立した自宅での生活が長く続けられ、健康寿命が長くなることと思われれます。また、重症化しないことによってご家族の負担も軽くなり、財政の逼迫している

介護保険料の軽減にもつながります。介護予防の今後のお取り組みについてお伺いできれば幸いです。

また、近隣市町村の包括支援センターは、民間運営以外では役所職員で担われているケースが多いのですが、奥多摩町では、社会福祉協議会からの研修員という立場です。今後増大する可能性のある高齢者福祉の職務を担う重要なポジションですので、ぜひ善処いただければ幸いに存じます。よろしく願いいたします。

質問は以上です。

○議長（原島 幸次君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2番、森田紀子議員の一般質問にお答えします。

最初に、長期化するコロナ禍における経済活動及び奥多摩町におけるワーケーションの促進についてをお答えいたします。伊藤議員及び木村議員への答弁でも申し上げたところでありませけれども、新型コロナウイルスの感染拡大と長期化は、日々の暮らしから社会活動、経済活動に至るまで、様々な場面で、それまでの日常を変えざるを得ないほどの大きな影響を私たちにもたらしています。

このような状況の中、既に世の中では価値観の変化と言えるような動きもメディア等によって報じられており、この7月の東京圏における人口の転出超過は、総務省の発表によりますと、新型コロナウイルスの新規陽性者増加を背景とする、との指摘をしており、このことは居住地を選択する基準として、地域の衛生的な安全性が意識されるようになったとも考えられます。

議員からは、徳島県神山町を視察されたご報告をいただきました。この神山町ですが、奥多摩町でも平成27年の2月に、当時の身近なまちづくり推進委員会の先進地視察として訪問をさせていただき、私自身も視察をしており、神山町再生のキーマンであるNPO法人グリーンバレーの大南理事からお話をお聞きいたしました。

その内容で、「神山町は活気ある町として注目されているが、大切なのは注目される以前の町づくりの取り組み、その過程にある」と言われたのが印象に残ります。近年のインタビュー記事では、サテライトオフィスも企業誘致ではなく、人材誘致という見方をされています。地方への企業参入では、どうしても地元貢献の話になりますが、才能を持った人たちが本当に根付いてくれるのなら、それが一番の貢献であり、財産だと言われています。このことは緩やかな形で自然に物事を進めるのが神山流の地方創生のアプローチであるとも見受けられています。

実際に平成 23 年 12 月、NHK が神山町を全国ネットで報道したのが契機となり、その後、新しい働き方を模索する企業から注目を浴びようになったと言われていますが、NPO 法人の設立は平成 16 年であり、更にその前身となる神山町国際交流協会の立ち上げは平成 6 年ということですので、長い年月をかけて現在があると言えるのではないのでしょうか。

町におきましては、町が実施主体となり、テレワーク、あるいはサテライトオフィスを主眼とした新たな住民の獲得に資する具体的な対応策については、現在のところ進んでいる状況にありませんが、民間事業者においてはその専門性を生かし、町内でワーケーションプログラムの開発を行おうとする動きが出始めていることは、木村議員への答弁でも申し上げたところであります。

現在のコロナ禍の中、経済活動との共存につきましては、冒頭申し上げましたように、居住地選択の基準に新たな側面が加わったというふうにも見受けられます。そういう意味では、過疎地域である我が町にも地域経済の活性化に資するチャンスが巡って来たとも受け取れますし、町としても各方面にアンテナを張りつつ、様々な角度から研究していく必要があるのではないかと考えております。

一方、定住人口の確保は全国の自治体、特に過疎地域では旧来からの最大の課題であると言えますが、日本全体で人口減少が進む中、各自自治体の人口増加策はゼロサムゲームとなり得るとの見解があります。地域の充足度は、定住人口（住民票主義）の数値で図る時代ではなく、むしろ地域で暮らし、また、地域と多様に関わろうとする人々の質的な充足度こそ大切であるとも言われています。

町内で動き出そうとしているワーケーションプログラムにつきましては、都内企業のオフィス分散モデルの構築を図り、その後、民家利用のサービスをメニュー化していきたいという内容であり、5、6 社の企業が集まっておりますが、これにより関係人口の増加を目指していくというもので、私自身も概要をお聞きし、前向きに考えてまいります。

全国の過疎地域が同じような問題や課題を抱えている中、都市にはない奥多摩町固有の価値、言い換えれば存在意義を自らも認識し、それを高めるとともに発信し、人々の新しいライフスタイルに合致するような魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

次に、奥多摩町における介護予防活動についての 1 点目の質問であります介護予防の今後の取り組みについてですが、現在、町では介護予防の取り組みについて、介護保険の地域支援事業の一環として配食サービス、食事療養サービス、介護予防デイサービス、筋力

向上トレーニング、運動機能向上トレーニング及び介護予防普及啓発訪問サービスの6事業を実施しております。そのうち介護予防デイサービスは、白丸地区で社会福祉法人グリーンウッドを指定管理者として運営しております森の時計で実施しているものと、町直営で小河内地区の山のふるさと村で実施している2つの事業がございます。

森の時計では、社会福祉法人グリーンウッドに事業を委託し、小河内地区を除く全町から週4日、定員13人に対して1日平均10人の方が曜日ごとに通所されており、このコロナ禍の中でも感染症対策に万全を期して実施をしております。

また、山のふるさと村には、地域包括支援センター職員や町の会計年度任用職員の予防指導員が訪問し、事業を行っており、小河内地区の住民を対象に、毎週木曜日、定員10人に対して平均8人の方が利用し、予防指導員には歯科衛生士の資格を持つ方がいることから、口腔、口の中の体操も行っております。山のふるさと村では休業期間があったことから、利用者の中に認知症症状や筋力の低下が見られた方がおり、休業明けに予防指導員が気づいたことに対して、きめ細かな対応を図ることができましたが、改めて予防デイサービスの重要性を認識したところであります。

今後、これら2つの介護予防デイサービスは利用者の状況などから、利用日の変更や回数増などの検討もしてまいります。予防指導員や送迎車両の確保などが課題となることが想定されております。

また、認知症予防も介護予防事業のひとつであり、町では地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員を中心に、奥多摩病院などの関係機関と連携しながら、認知症の早期発見、早期治療への取り組みを進めており、現在、認知症予防に特化した認知症予防カフェ事業も検討しております。

このほか高齢者の引きこもりを予防するきっかけとして、様々な年代の町民が集い、交流することができる通いの場づくりを進めております。このコロナ禍におきましても近所同士で体操やお茶飲み会などを積極的に行っている方々もおり、感染症対策を行いながら交流の場が広がるよう、地域包括支援センター職員が訪問を行っております。

今後もお太助隊や老人クラブとも連携しながら、通いの場を作り出す自主グループの立ち上げを支援してまいりたいと考えております。

また、長期的な視点での介護予防に資する取り組みとして、健康相談事業、保健推進員活動、ヘルシー体操、食育など、高齢者に限らない町民向けの健康増進事業についても、効果的に実施し、高齢者をはじめ、今後、高齢期を迎える住民がいきいきと元気に暮らせるよう、栄養、社会参加、体力づくりのフレイル予防の推進を図ることで健康で暮らせる

時間を少しでも長くしていただけるよう努めてまいります。

2点目の質問であります地域包括支援センターの職員の善処でございます。地域包括支援センターは、平成18年4月の改正介護保険法の施行により、全国の市町村に設置することが義務づけられたもので、町の直営として発足し、町保健師2名でスタートし、平成20年4月には社会福祉協議会から研修派遣として保健師に準ずる経験のある看護師1名、その後、2名の介護支援専門員が加わり、職員3名の体制となりました。

現在の地域包括支援センターは、高齢者見守り相談窓口を保健福祉センター内に配置し、利用者の情報等を共有し、高齢者を総合的に支援する体制を強化しております。地域包括支援センターは、町の直営ではありますが、現在は社会福祉協議会から研修派遣職員として、主任介護支援専門員、社会福祉士、認知症地域支援推進員の看護師、生活支援コーディネーター及び高齢者見守り相談員の5名体制で、介護予防啓発事業として地域の訪問活動を行い、住み慣れた地域で最期まで暮らし続けられる地域を目指して活動を行っております。

この研修派遣職員の制度は、町と社会福祉協議会で協定書を締結し、専門的な資格を持つ職員を社会福祉協議会の職員として採用し、町へ派遣するもので、研修期間は3年以内で延長・短縮も可能としており、派遣職員への配慮を十分にしております。

現在の職員は、町直営の地域包括支援センターにおいて福祉保健課の一員として町職員と連携して勤務しており、この専門的な知識を持つ職員が配置されたことで、よりきめ細かな相談業務が行えるようになり、町といたしましても職員の配置や職務上の問題がないことと承知をしております。

いずれにいたしましても地域包括支援センターは、これからも高齢者福祉の重要な職務を担うポジションであることには変わりありません。引き続き広く住民福祉の向上に寄与し、円滑な活動に資するよう努めてまいります。

○議長（原島 幸次君） 森田紀子議員、再質問はありますか。どうぞ。

○2番（森田 紀子君） 再質問ではないのですが、今、テレビで奥多摩がたくさん取り上げられていて、奥多摩にすごいチャンスが来ている時だと思います。ここで若者の方に、あとは奥多摩で一番困っているのは仕事がない、働く場所がない状況だと思います。そのために働く場所を作り、なおかつ高齢者の方にも奥多摩に暮らしていることによって認知症が進まなくて、最期まで皆さんが望んでいる自宅で暮らせる町ということで、若者にとっても、高齢者にとってもすばらしい町として発展していけたらすばらしいことではないかと存じます。今後ともぜひ町の発展のためによろしくお願い申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、2番、森田紀子議員の一般質問は終わります。

以上で、日程第3 一般質問はすべて終了しました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、午後3時10分から再開といたします。

午後2時54分休憩

午後3時10分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第4 議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

議案を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（原島 滋隆君） それでは、朗読をさせていただきます。

議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書、上記の議案を提出する。令和2年9月11日提出、提出者、奥多摩町議会議員、宮野亨。賛成者につきましては、提出者以外の全議員でありますので、朗読を割愛させていただきます。

奥多摩町議会議長、原島幸次殿、理由、新型コロナウイルス感染拡大による経済的・社会的影響により、地方税、地方交付税の大幅な減少等が危惧され、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されることから、行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を国に対して強く要望することが必要であるため。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、朗読は終わりました。

これより提案理由の説明を提出者、宮野亨議員に求めます。宮野亨議員。

〔10番 宮野 亨君 登壇〕

○10番（宮野 亨君） 宮野でございます。

それでは、意見書の朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保

を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収入が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しには家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国家補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月11日、東京都西多摩郡奥多摩町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひとし・ごと創生担当大臣殿。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

お諮りします。本件については、提出者を含む全議員が賛成者でありますので、質疑並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) よって、これより採決します。

日程第4 議員提出議案第1号について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は、9月18日となっておりますので、明日9月12日から17日までの6日間は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、明日9月12日から17日までの6日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議4日目は、9月18日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでございました。

午後3時18分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員